

弥彦村
第3期地域福祉計画
(素案)

令和6年2月
弥彦村

目次

■第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ等	2
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	6
■第2章 地域福祉をとりまく現状	7
1 人口および世帯の状況	7
(1) 人口の推移	7
(2) 世帯数の推移	8
(3) ひとり親世帯の状況	8
(4) 出生の状況	8
(5) 要支援・要介護認定者の状況	9
(6) 障がい者の状況	9
(7) 生活保護の状況	9
2 地域福祉に関するアンケート調査の概要	10
3 民生委員・児童委員の状況	20
4 ボランティアの状況	22
5 弥彦村社会福祉協議会	23
6 前計画の成果目標の結果	25
■第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本目標	27
3 計画の体系	28
■第4章 施策の展開	29
1 地域福祉の推進	29
(1) 村民の役割	29
(2) 事業者等の役割	29
(3) 村の役割	29
2 地域福祉に対する意識の向上	30
(1) 支えあいの意識の向上	30
(2) 福祉教育の推進	31
(3) 地域活動の担い手づくり	32
3 暮らしを支えるむらづくり	33

(1) 情報提供の充実.....	33
(2) 相談体制の充実.....	34
(3) 福祉サービス・制度の適切な利用の促進.....	34
4 地域で安心して暮らせる環境づくり.....	36
(1) 住みやすい生活環境の整備.....	36
(2) 安全対策の充実.....	36
(3) 地域のネットワークの構築.....	38
5 計画の成果目標.....	39
■第5章 成年後見制度の利用促進.....	40
1 成年後見制度利用促進基本計画の策定について.....	40
(1) 計画策定の背景と趣旨.....	40
2 弥彦村における障がい者の成年後見の現状と課題.....	41
(1) これまでの主な取組.....	41
(2) 専門的な支援ができる後見人の不足.....	41
(3) 成年後見制度の利用状況.....	41
(4) アンケート調査等の結果.....	42
3 弥彦村の基本方針と施策の展開.....	50
(1) 成年後見制度の理解促進及び利用促進支援.....	51
(2) 中核機関と地域連携ネットワークの構築及び体制の整備.....	51
(3) 担い手の育成・活動の促進.....	53
■第6章 再犯防止の推進.....	54
1 再犯防止推進計画の策定について.....	54
2 計画策定の意義.....	54
(1) 各種施策の総合的な推進.....	54
3 再犯を取り巻く状況.....	55
(1) 統計資料から.....	55
(2) アンケート調査結果.....	58
(3) 再犯防止施策の対象者及び国の重点課題.....	58
4 基本方針及び重点取組.....	59
(1) 基本方針.....	59
(2) 重点項目.....	59
(3) 施策の取組.....	59
■第7章 計画の推進に向けて.....	62
1 計画の推進体制.....	62
2 計画の評価と見直し.....	62

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本計画は、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進及び地域福祉計画の策定・改定においては、地域住民の暮らしにかかわる個々の地域生活課題への包括的な対応を地域づくりと合わせて進めるとともに、これらを「地方創生」の取り組みなど、少子高齢・人口減少などの福祉の領域を超えた地域全体が直面する大きな課題への対応や持続可能な地域づくりと結び付けていく視点も重要となります。

そのため、地域福祉を推進するための庁内体制づくりについては、地域生活課題への包括的な対応を図るための庁内連携のさらなる拡充とともに、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来と地域の将来像を見据えた全庁的な組織の今後のあり方などを展望しながら検討していく必要があります。さらに、生活困窮者自立支援、成年後見制度利用促進、再犯防止などの支援体制づくりに取り組むことが重要です。

本村においては、平成30（2018）年度から令和5（2023）年度を計画期間とする「第2期地域福祉計画」策定し、高齢者、障がい者、子どもや子育てする人など、すべての地域住民が安心して生活できる暮らしやすいむらづくりを推進してきましたが、令和2（2020）年の冬以降に急速に拡大した新型コロナウイルス感染症により、住民の日常生活をはじめとした社会経済活動や地域活動等は、大きく制限を受け、人と人とのふれあいが重要な福祉活動においては、実際に対面して交流することが重要でありました。

本村の目指す姿として「～地域で支えあう福祉のむらづくり～」を基本理念に掲げ、地域に暮らす全ての住民が地域とのつながりやあたたかいふれあいの中で自分らしい生活が自らの意思で選択できるような社会の実現を目指し、本計画を策定しました。

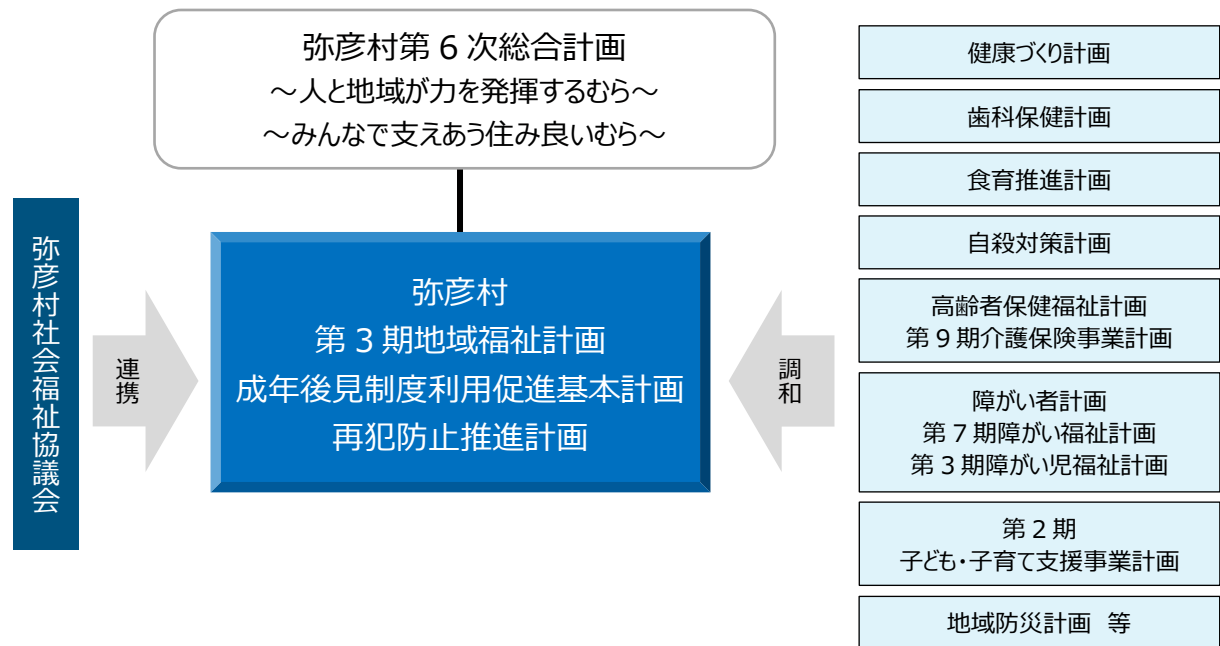
また、本計画は福祉に関する総合的な視点に基づくものであることから、「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」と一体的に策定しています。

2 計画の位置づけ等

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

「弥彦村第6次総合計画」を上位計画とし、各福祉分野の個別計画と地域福祉に関する理念や目標を共有し、整合・連携を図り、地域福祉を総合的に推進するための計画とします。

また、併せて本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に定める市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画「成年後見制度利用促進計画」及び、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に定める「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。



■市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画（以下、地域福祉計画）に盛り込むべき事項としては、法上、

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
 - ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
 - ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
- の5つが掲げられています。

社会福祉法の一部改正について（令和 3 年 4 月施行）

●改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、市町村が地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う事業が、創設されました。

●改正社会福祉法の主な内容

（1）地域福祉の推進に関する事項

これまで、地域福祉の推進は地域住民が主体となって行うものとされてきましたが、今回の改正で「地域住民が主体である」ことが明示されました。

改正社会福祉法 抜粋

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

（2）地域福祉計画に関する事項

地域福祉計画に盛り込むべき事項（必要的記載事項）として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が示されました。

改正社会福祉法 抜粋

（市町村地域福祉計画）

第 107 条

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（3）事業の創設に関する事項

本人や世帯が有する複合的な課題（8050 問題など）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行う体制の構築に向けた事業が創設されました。

■ 「成年後見制度利用促進基本計画」の位置づけ

この計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を含む形で策定しています。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■ 『再犯防止推進計画』の位置づけ

この計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」の内容を含む形で策定しています。

【再犯の防止等の推進に関する法律】

第八条 市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

包括的な支援体制の整備

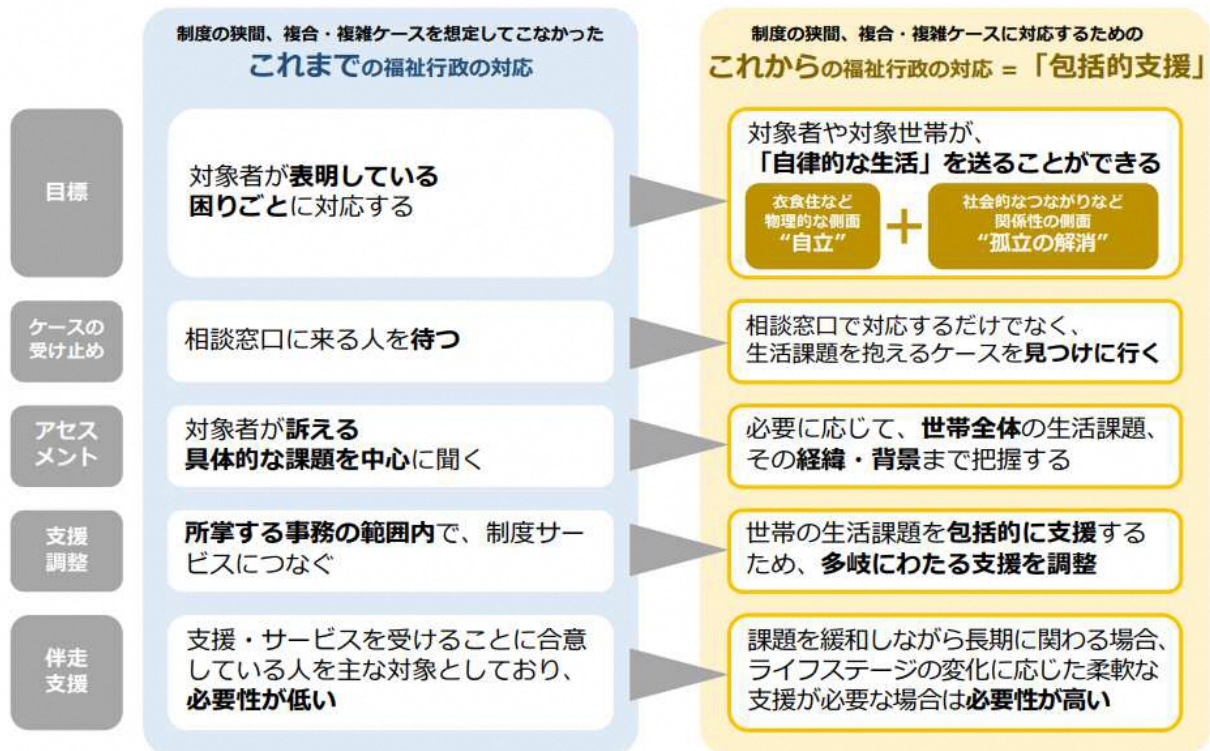
社会福祉法の改正により「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」が、地域福祉計画に盛り込むべき事項（必要的記載事項）として示されています。

* 包括的な支援体制の整備（社会福祉法より抜粋）

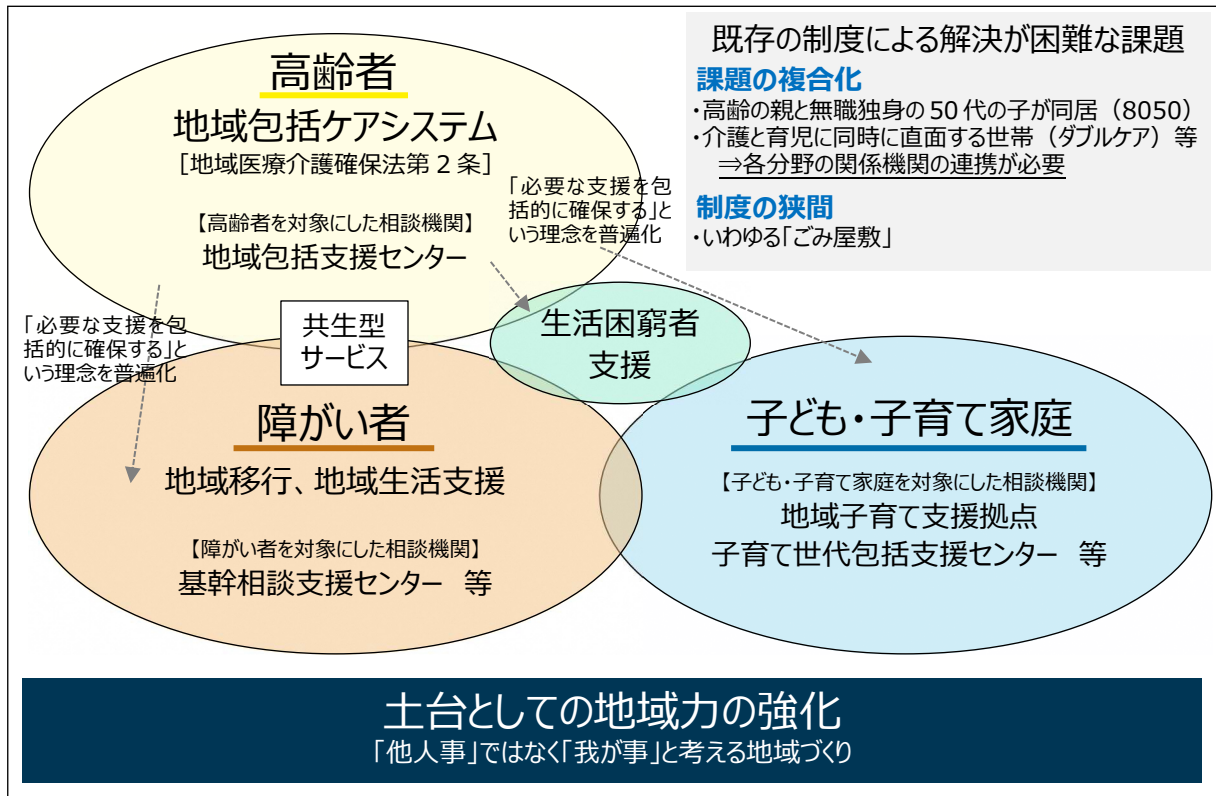
第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

制度の狭間、複雑・複合ケースに対し、生活課題の本質を捉えた支援をするため、福祉行政において、「包括的支援」を実現することが求められています。



地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制のイメージ



3 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。
 なお、社会環境の変化や関連計画の改定等、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3期地域福祉計画					

4 計画の策定体制

計画の策定にあたり住民のニーズを十分に把握し、それらを計画に反映することが必要であるため、地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

第2章 地域福祉をとりまく現状

1 人口および世帯の状況

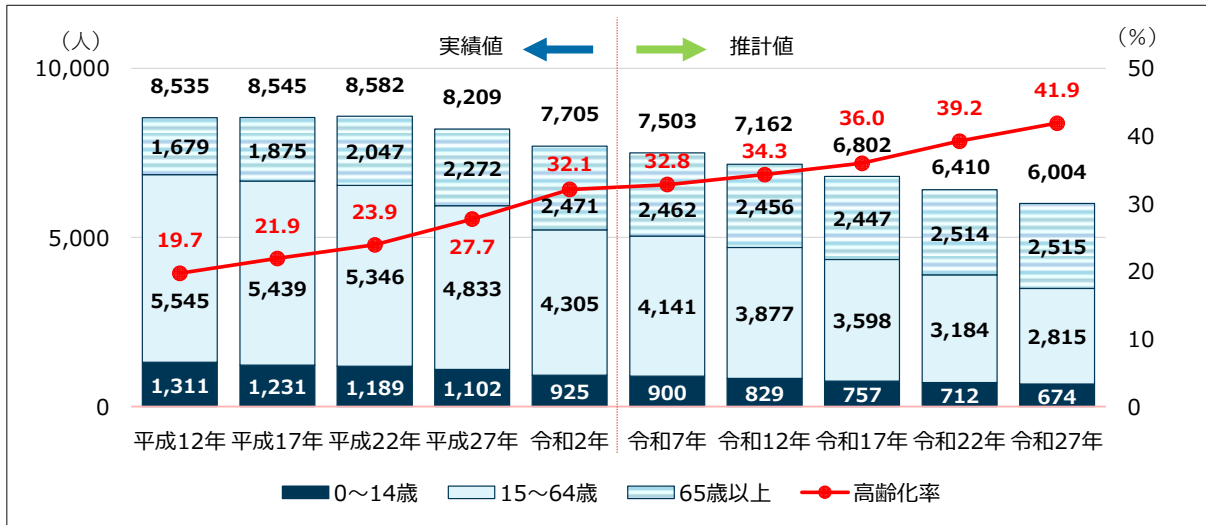
(1) 人口の推移

本村の人口は、平成22（2010）年をピークに減少に転じています。

年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口が平成以降は減少し続け、15～64歳の生産年齢人口が平成12（2000）年をピークに減少し続けている一方で、65歳以上の高齢者人口は平成以降増加し続けています。平成7（1995）年には年少人口を上回って高齢化率が17.7%となり、令和2年の国勢調査では30%を超える32.1%となっています。

今後も総人口の減少が見込まれる一方で、高齢者人口は増加が見込まれるため、令和27（2045）年には高齢化率が40%を超えると見込まれています。

■ 年齢3区分別人口の推移と推計



令和2年までは国勢調査

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」

(2) 世帯数の推移

世帯の状況は、人口が減少する一方で、一般世帯数は増加傾向となっているため、1世帯あたりの人員は減少しています。

65歳以上の高齢者がいる世帯の割合は、2000（平成12）年は46.7%ですが、2020（令和2）年は59.3%で、12.6ポイント増加しています。65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、単身世帯と夫と妻のどちらも65歳以上の高齢者夫婦のみ世帯の割合が増加しています。

■ 世帯の状況 (単位：世帯)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数 (1世帯あたり人員)	2,422世帯 (3.52人)	2,511世帯 (3.40人)	2,582世帯 (3.32人)	2,575世帯 (3.19人)	2,596世帯 (2.97人)
高齢者単身世帯 (構成比)	128世帯 (5.3%)	138世帯 (5.5%)	167世帯 (6.5%)	193世帯 (7.5%)	273世帯 (10.5%)
高齢者夫婦世帯 (構成比)	105世帯 (4.3%)	144世帯 (5.7%)	177世帯 (6.9%)	223世帯 (8.7%)	275世帯 (10.6%)
高齢者同居世帯 (構成比)	1,132世帯 (46.7%)	1,240世帯 (49.4%)	1,353世帯 (52.4%)	1,458世帯 (56.6%)	1,540世帯 (59.3%)

資料：国勢調査

(3) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の状況を見ると、母子世帯、父子世帯ともに減少傾向となっています。

■ ひとり親世帯の状況 (単位：世帯)

区分	平成27年		令和2年	
	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯
世帯数	62	13	53	11

資料：国勢調査

(4) 出生の状況

出生数の状況を見ると、大きく減少しています。

[出生の状況] (単位：人)

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
出生数	36	29	29	23

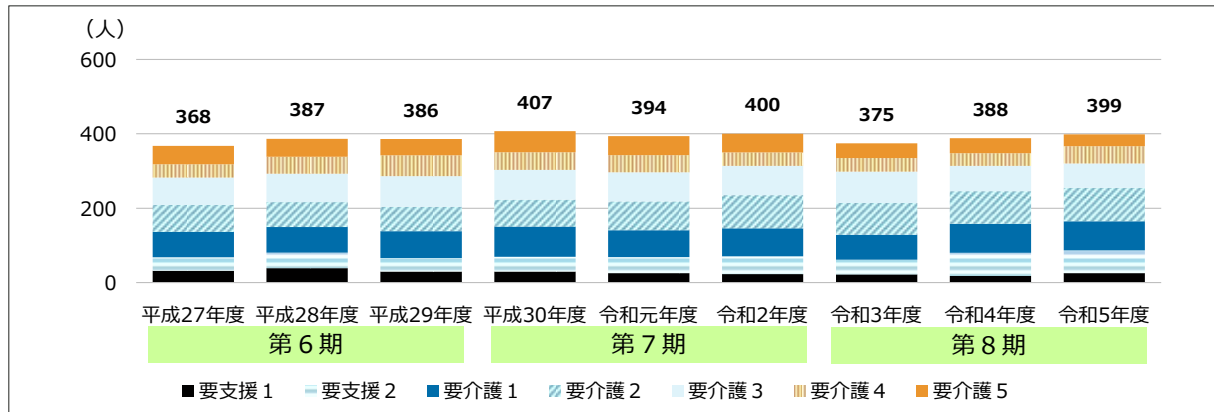
資料：住民課

※各年度の出生者数

(5) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数の推移をみると、2021（令和3）年に認定者数は大きく減少し、それ以降はほぼ横ばいの微増傾向となっています。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業計画・地域包括ケア「見える化」システム（令和5年度は7月月報）

(6) 障がい者の状況

障がい者の手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者はほぼ横ばいで推移していますが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向がみられます。

【手帳所持者数の推移】

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	337	326	328	317	309
療育手帳	58	61	61	60	61
精神障害者保健福祉手帳	42	47	56	62	67

資料：福祉課

※各年4月1日現在

(7) 生活保護の状況

生活保護受給世帯数の推移を見ると、増加傾向にあります。

【生活保護受給世帯数の推移】

(単位：世帯)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
生活保護受給世帯数	19	20	20	18	23

資料：福祉課

※各年4月1日現在

2 地域福祉に関するアンケート調査の概要

■ 調査目的

「地域で支えあうむらづくり」の施策を推進するための基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

■ 調査方法

調査対象者 : 令和4年10月31日時点において、18歳以上の村民の中から無作為抽出した2,000人

調査期間 : 令和5年1月～令和5年2月

調査方法 : 郵送による配布・回収

■ 回収結果

配布数 : 2,000部

回収数 : 883部 (回収率: 44.2%) 有効回答数: 883部

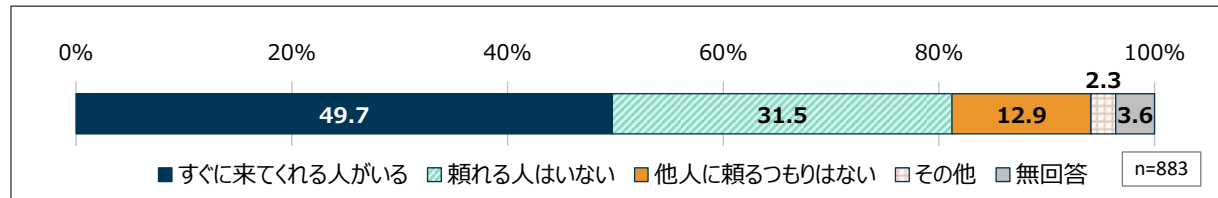
■ 調査結果の見方

- ① 調査結果中の「n」の数値は、設問への該当者数を表します。
- ② 回答の比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。このため、回答率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ③ 回答の比率(%)は、その設問の該当者数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、回答率の合計が100.0%を超えることがあります。
- ④ 設問により、性別、年齢別等のクロス集計表を併記しています。クロス集計表の網掛け部分は回答結果が一番多い項目となっています。

問 近所で頼れる人はいるか

あなたが困ったとき、同居の家族以外に近所で頼れる人はいますか（○は1つ）

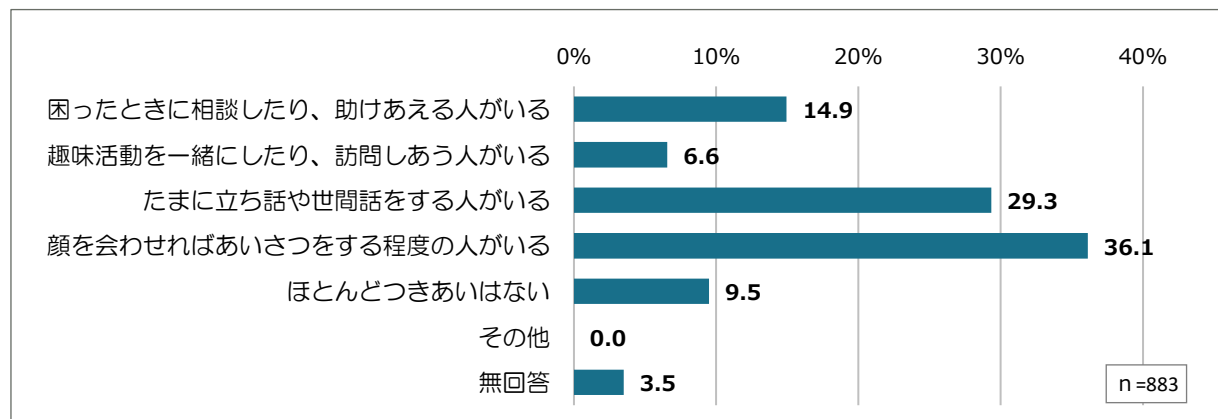
「すぐに来てくれる人がいる」が49.7%と最も高く、次いで「頼れる人はいない」が31.5%となっています。



問 近所づきあい

あなたとご近所の人との関係としてあてはまるものはどれですか（○は1つ）

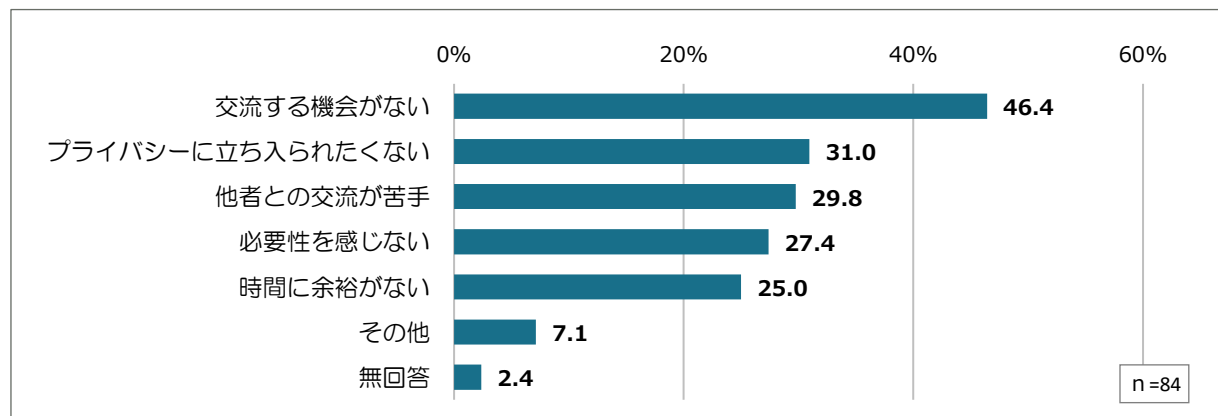
「顔を合わせればあいさつをする程度の人がある」が36.1%と最も高く、次いで「たまに立ち話や世間話をする人がいる」が29.3%となっています。



問 近所づきあいが無い理由

それはなぜですか（○はいくつでも）

「交流する機会がない」が46.4%と最も高くなっています。

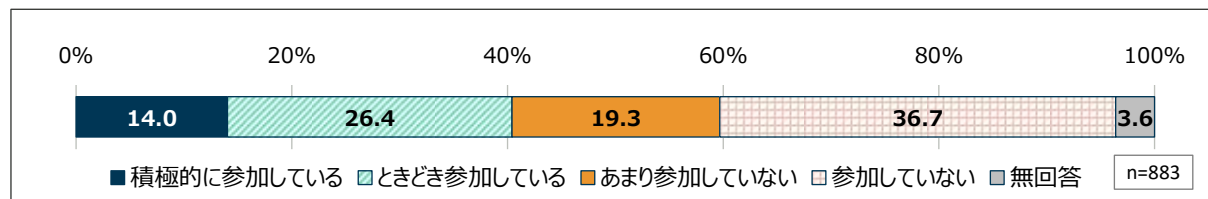


問 地域活動への参加

次の①～⑨について、地域活動などにどの程度参加していますか（項目ごとに○は1つ）

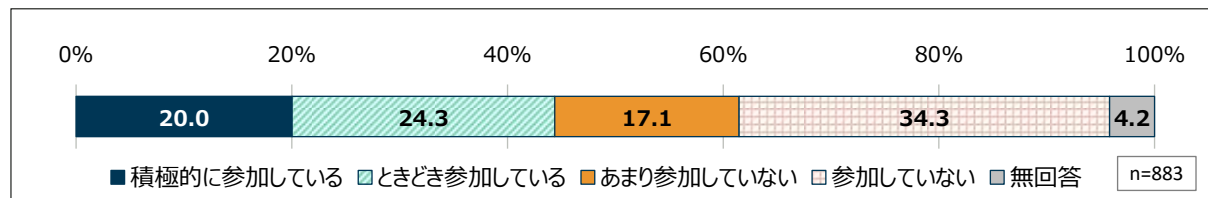
① 地域のお祭りや行事

「積極的に参加している」と「ときどき参加している」を合わせると 40.4%で、「参加していない」と「あまり参加していない」を合わせると 56.0%となっています。



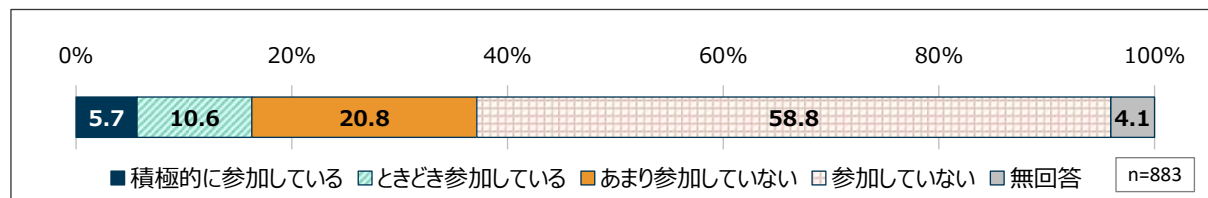
② 地域の清掃活動

「積極的に参加している」と「ときどき参加している」を合わせると 44.3%で、「参加していない」と「あまり参加していない」を合わせると 51.4%となっています。



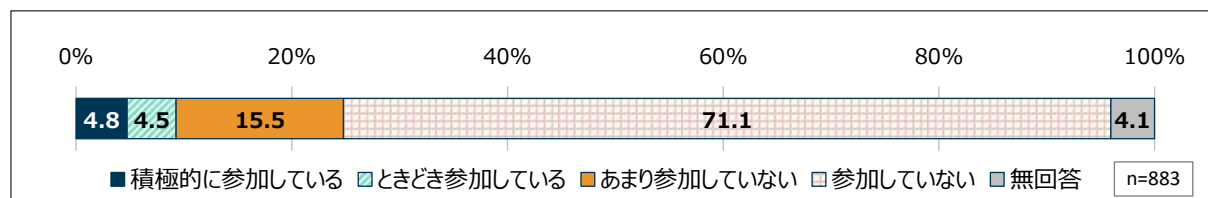
③ スポーツや健康づくりの活動

「積極的に参加している」と「ときどき参加している」を合わせると 16.3%で、「参加していない」と「あまり参加していない」を合わせると 79.6%となっています。



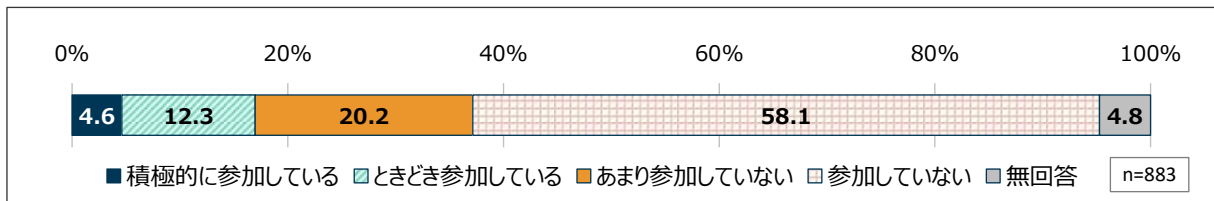
④ 趣味のサークルなどの文化活動

「積極的に参加している」と「ときどき参加している」を合わせると 9.3%で、「参加していない」と「あまり参加していない」を合わせると 86.6%となっています。



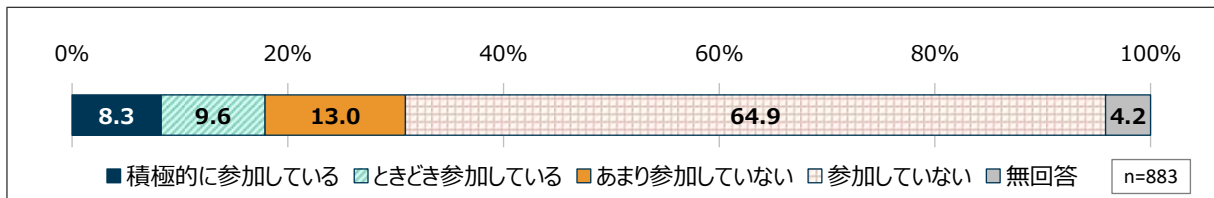
⑤ 地域の防災・防犯活動

「積極的に参加している」と「ときどき参加している」を合わせると 16.9%で、「参加していない」と「あまり参加していない」を合わせると 78.3%となっています。



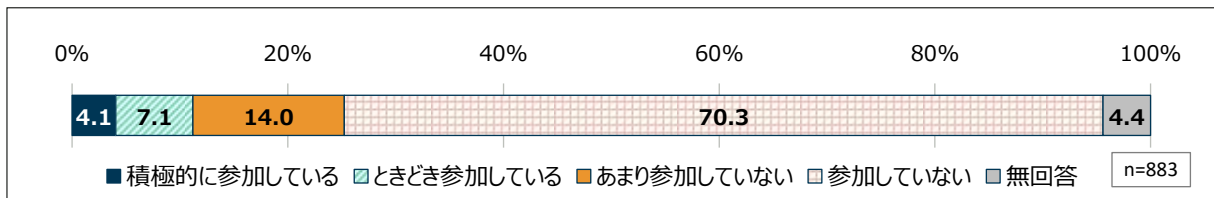
⑥ 老人会・婦人会・子ども会など

「積極的に参加している」と「ときどき参加している」を合わせると 17.9%で、「参加していない」と「あまり参加していない」を合わせると 77.9%となっています。



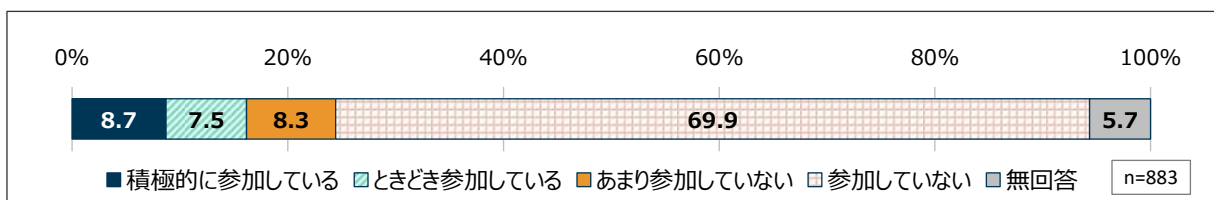
⑦ ボランティア活動

「積極的に参加している」と「ときどき参加している」を合わせると 11.2%で、「参加していない」と「あまり参加していない」を合わせると 84.3%となっています。



⑧ 小・中学校の行事

「積極的に参加している」と「ときどき参加している」を合わせると 16.2%で、「参加していない」と「あまり参加していない」を合わせると 78.2%となっています。



⑨ その他

具体的な活動の記載があったのは 1 件で、「小学校の菊（の手入れ）」に「積極的に参加している」となっています。

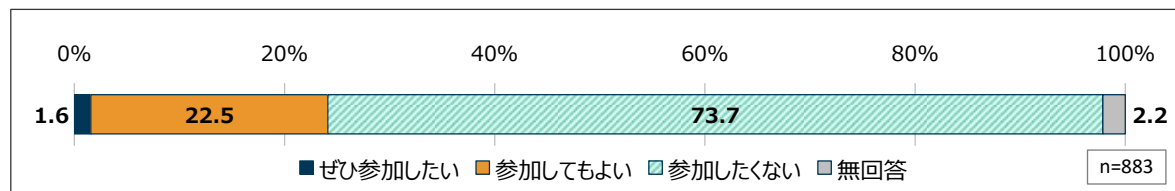
第2章 地域福祉をとりまく現状

問 地域づくり活動への企画・運営としての参加

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味などのグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか（○は1つ）

時間に余裕がない、体調がよくないなどの理由で参加できない場合も「参加したくない」を選択してください。

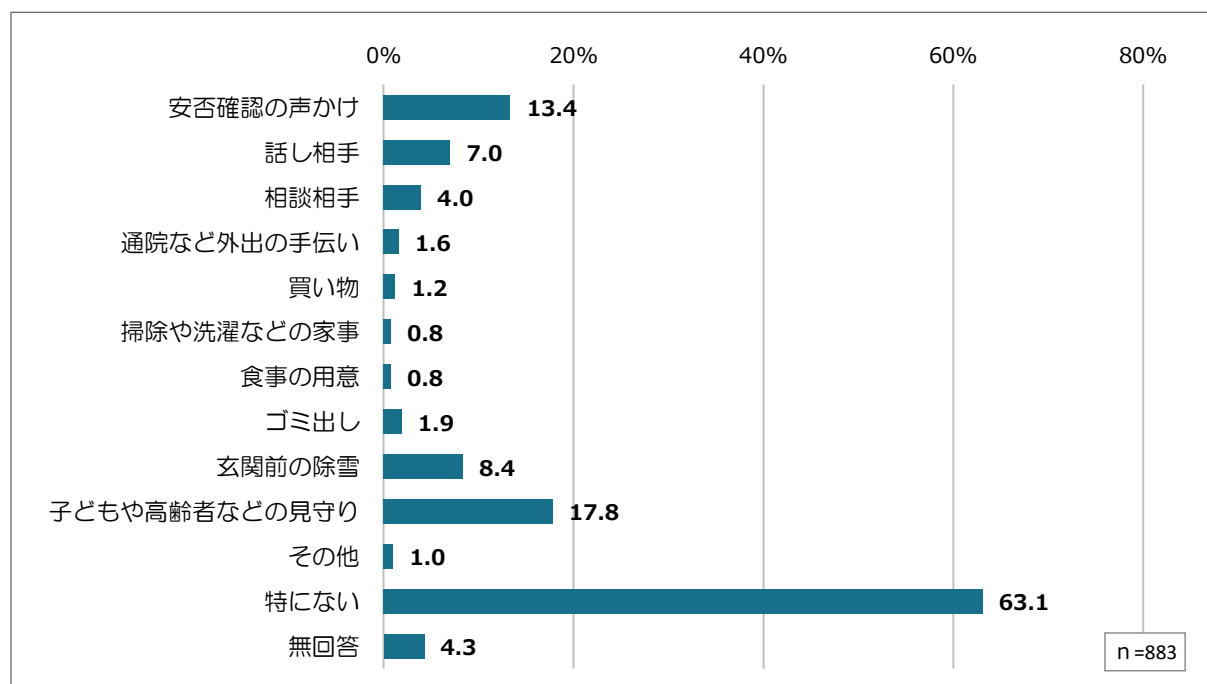
「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」を合わせると24.1%となっています。



問 地域でしてほしい手助け

地域の人にしてほしい手助けはありますか（○はいくつでも）

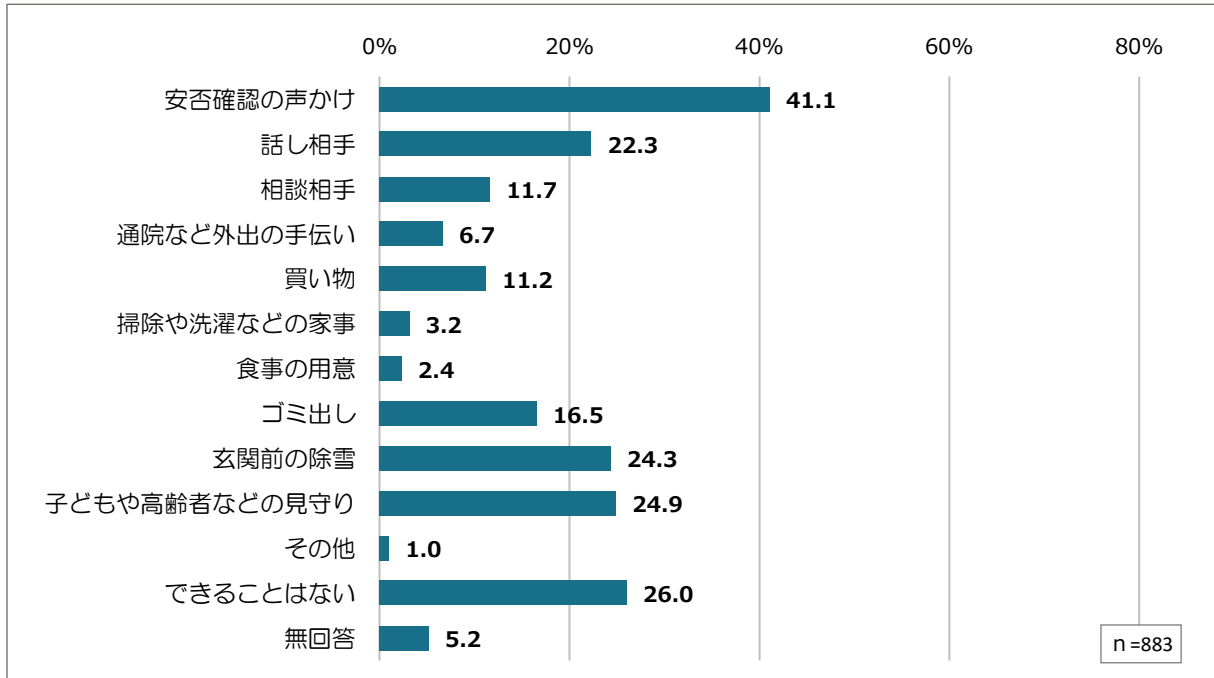
「子どもや高齢者などの見守り」が17.8%、「安否確認の声かけ」が13.4%、「玄関前の除雪」が8.4%などとなっています。一方「特にない」は63.1%となっています。



問 地域でできる手助け

地域で困っている人のためにできる手助けはありますか（○はいくつでも）

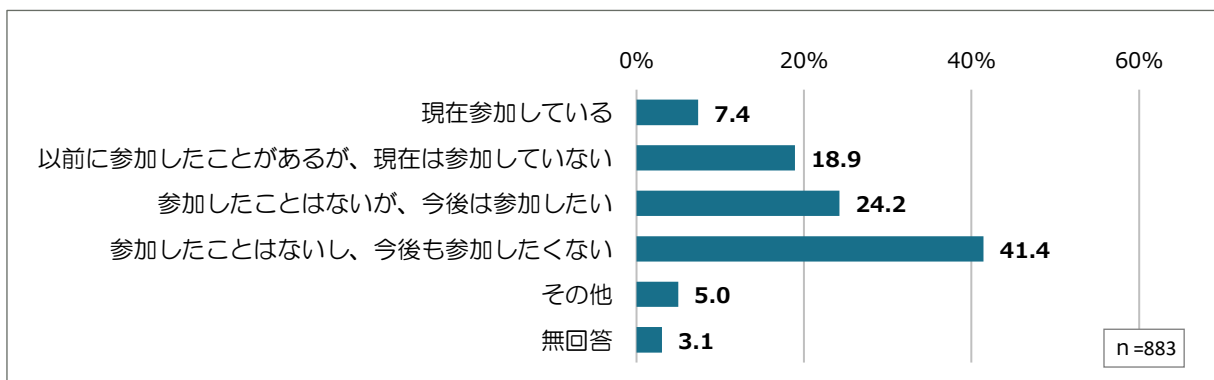
「安否確認の声かけ」が41.1%、「子どもや高齢者などの見守り」が24.9%、「玄関前の除雪」が24.3%などとなっています。



問 ボランティア活動への参加

あなたはボランティア活動をしていますか（○は1つ）

「参加したことはないし、今後も参加したくない」が41.4%と最も高く、次いで「参加したことはないが、今後は参加したい」が24.2%となっています。

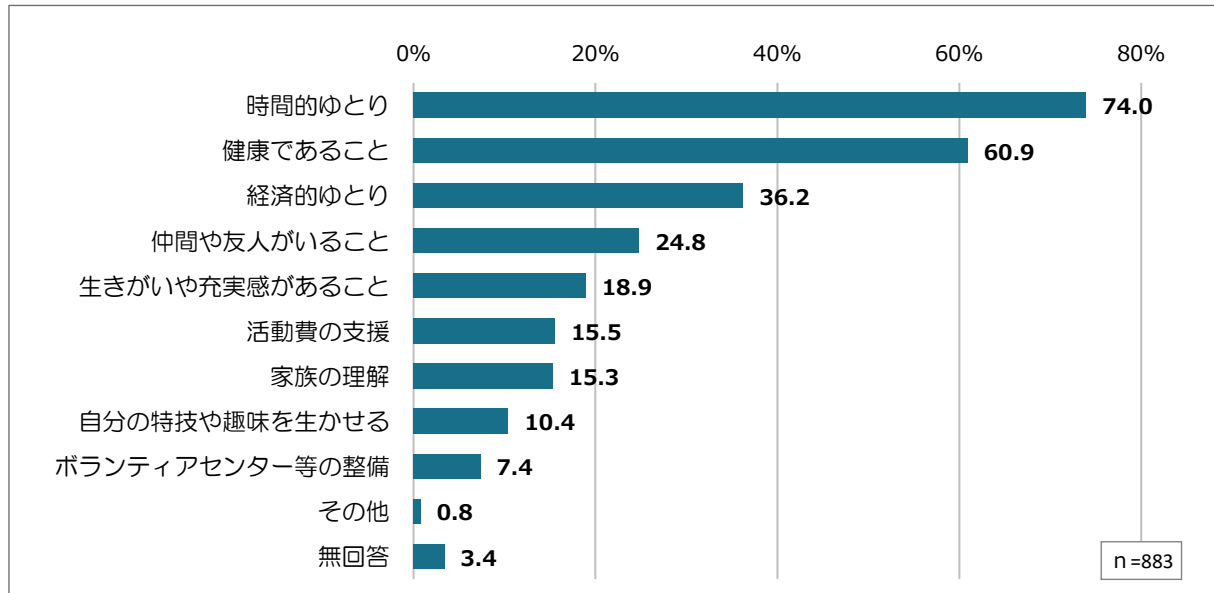


第2章 地域福祉をとりまく現状

問 地域でのボランティア活動の推進

地域の中でボランティア活動を進めていくにはどのようなことが必要だと思いますか（〇は3つまで）

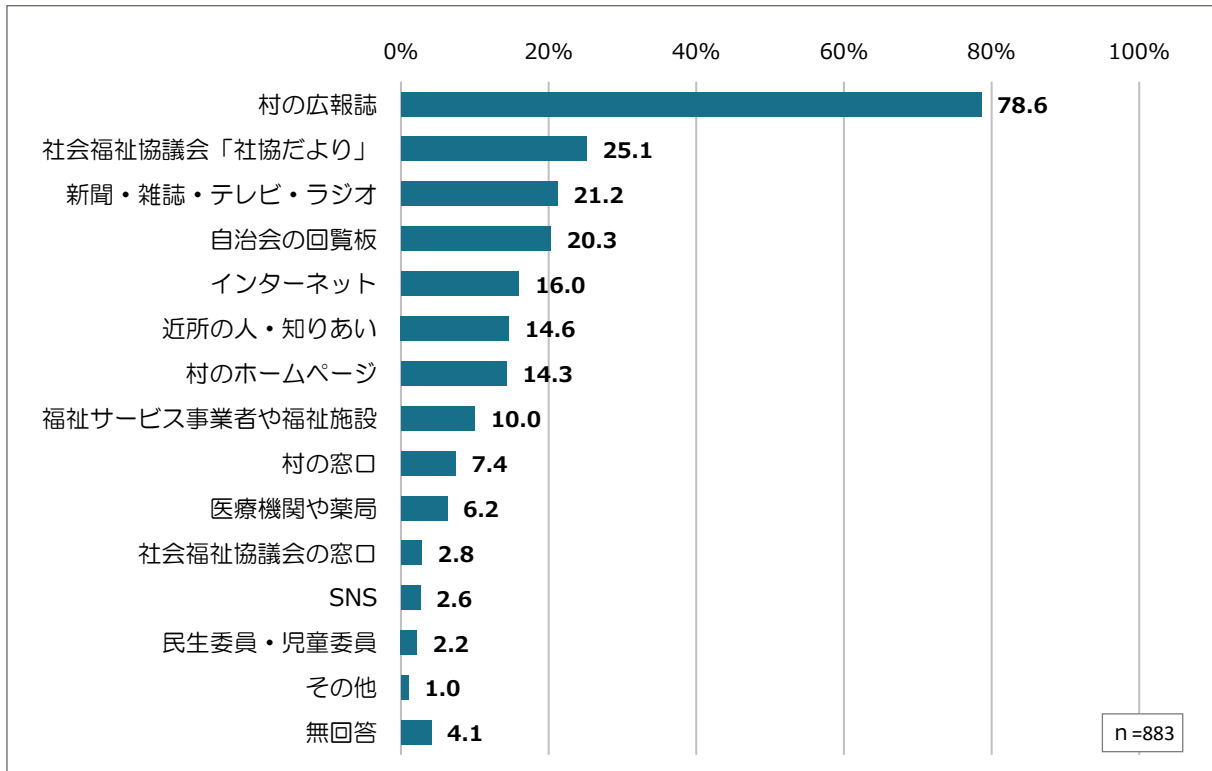
「時間的ゆとり」が74.0%と最も高く、次いで「健康であること」が60.9%となっています。



問 福祉サービスに関する情報源

福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか（○はいくつでも）

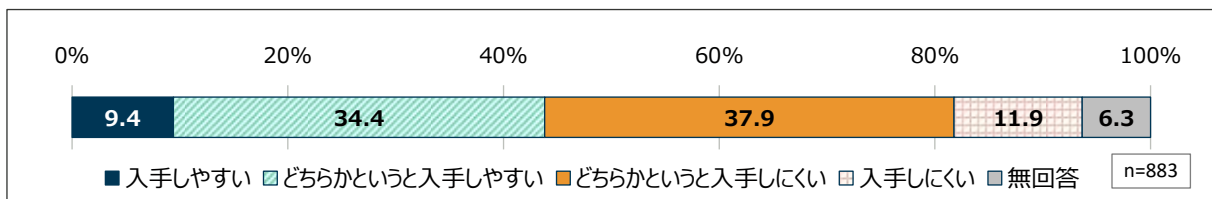
「村の広報誌」が78.6%となっています。



問 福祉サービスに関する情報の入手

福祉サービスに関する情報は入手しやすいですか（○は1つ）

「入手しやすい」と「どちらかという入手しやすい」を合わせると43.8%、「入手しにくい」と「どちらかという入手しにくい」を合わせると49.8%となっています。

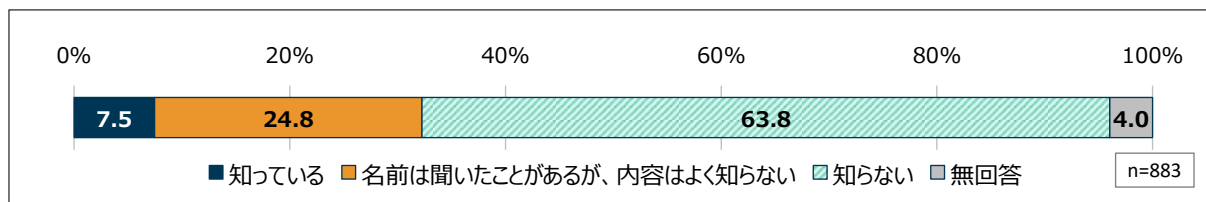


第2章 地域福祉をとりまく現状

問 地域共生社会

地域共生社会を知っていますか（○は1つ）

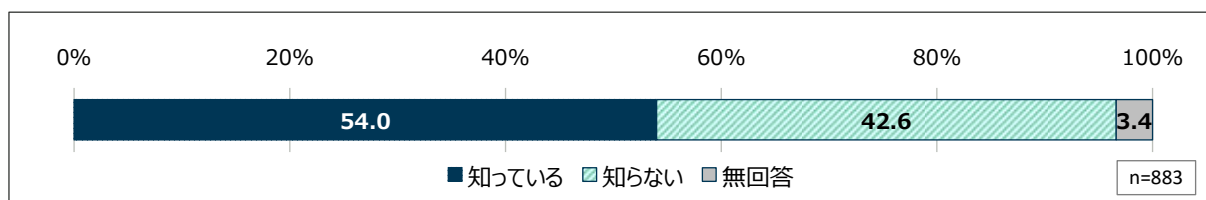
「知っている」は7.5%で、「知らない」が63.8%となっています。



問 地域福祉の推進

地域福祉を進めるためには、住民の参加・協力が必要とされていることを知っていますか（○は1つ）

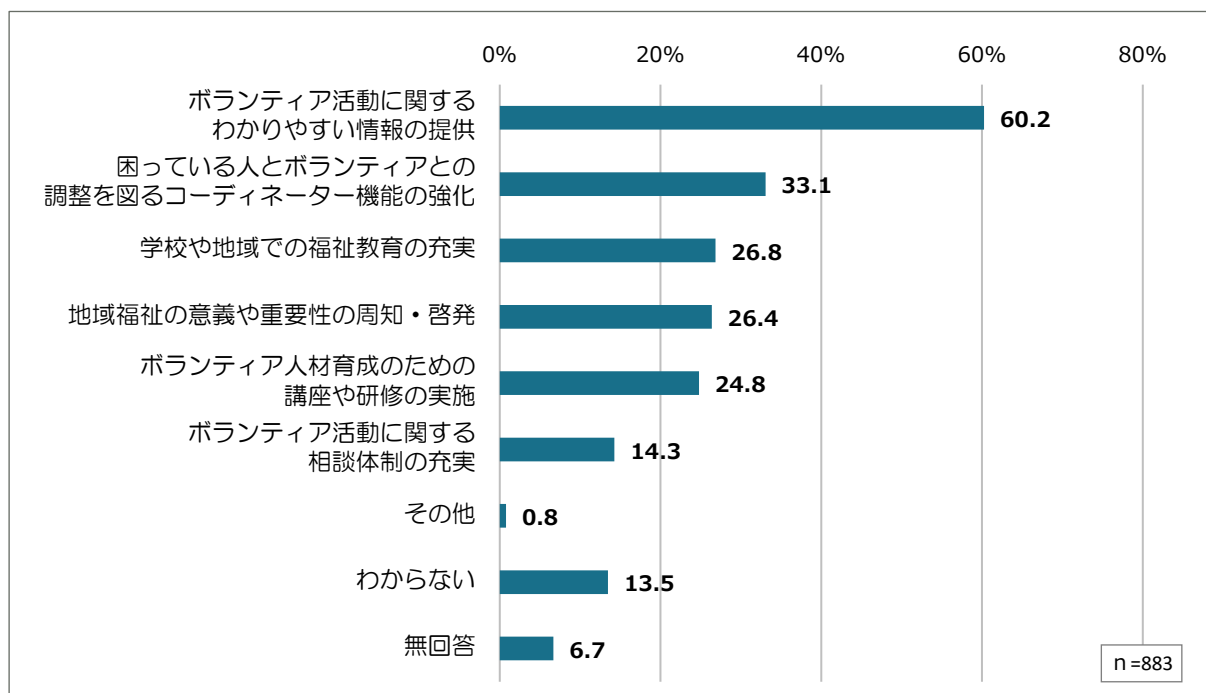
「知っている」が54.0%、「知らない」が42.6%となっています。



問 弥彦村社会福祉協議会のボランティア活動支援

弥彦村社会福祉協議会では住民参加による助け合いやボランティア活動を支援していますが、これらの活動を活発にするためには、どのような取り組みが重要だと思いますか（○は3つまで）

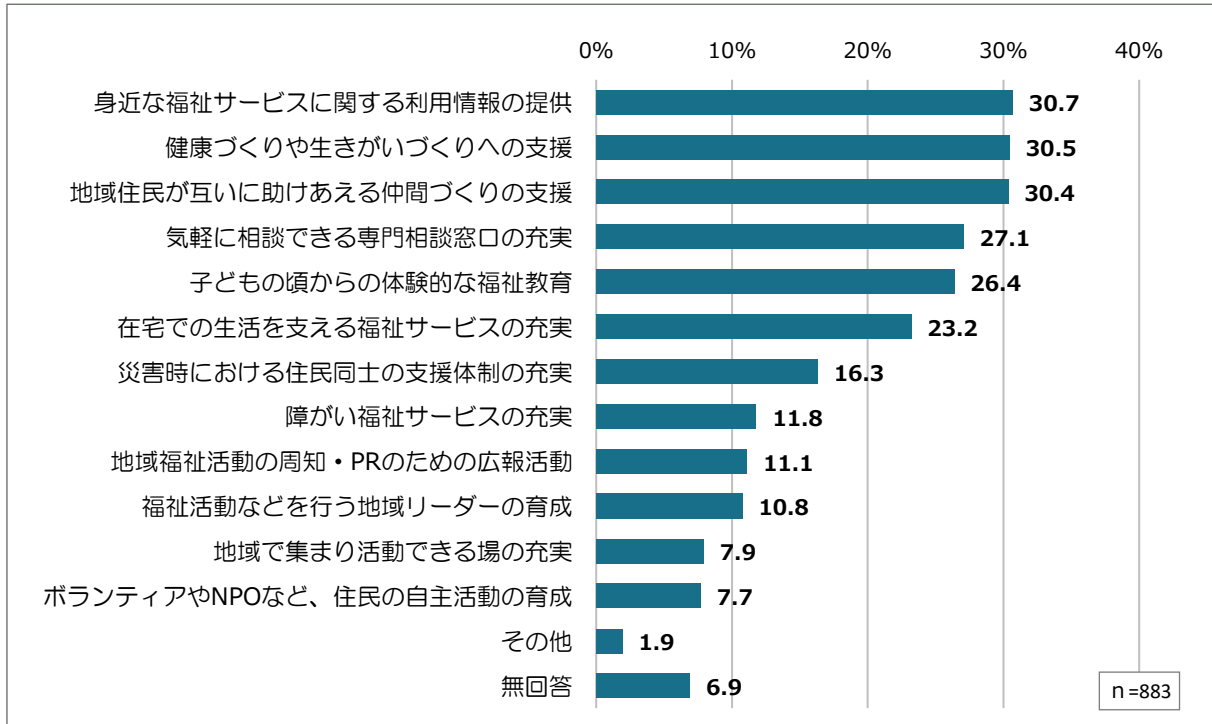
「ボランティア活動に関するわかりやすい情報の提供」が60.2%と最も高く、次いで「困っている人とボランティアとの調整を図るコーディネーター機能の強化」33.1%となっています。



問 これからの福祉について

これからの福祉で何に重点を置くべきだと思いますか（○は3つまで）

「身近な福祉サービスに関する利用情報の提供」が30.7%と最も高く、次いで「健康づくりや生きがいづくりへの支援」が30.5%、「地域住民が互いに助けあえる仲間づくりの支援」が30.4%などとなっています。



3 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて村民の中から選ばれ、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。主な職務は、住民の生活実態の把握、要援護者の自立への相談・助言など、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、その他の関係機関の業務への協力を行っています。

弥彦村では、令和5年3月末現在13名の民生委員・児童委員が活動しており、3つの担当地区で民生委員・児童委員が不在となっております。

■ 民生委員・児童委員の担当地区一覧

区分	担当地区
地区担当民生委員・児童委員	村山（東境江・麓本地）
	西境江・麓一区
	観音寺・麓二区
	弥彦1区・2区・4区・11区
	弥彦8区・9区・10区
	弥彦3区・5区・6区
	弥彦7区・走出
	弥彦12区・上泉
	山岸・井田
	井田（小学校前）・山崎・中山
	矢作（上）・二松団地（御新田川東）・きらめき団地
	二松団地（御新田川西）
	矢作（下）・田中新田・平野・荻野・紛穴
	大戸・川崎
美山・峰見	
主任児童委員	弥彦村全域

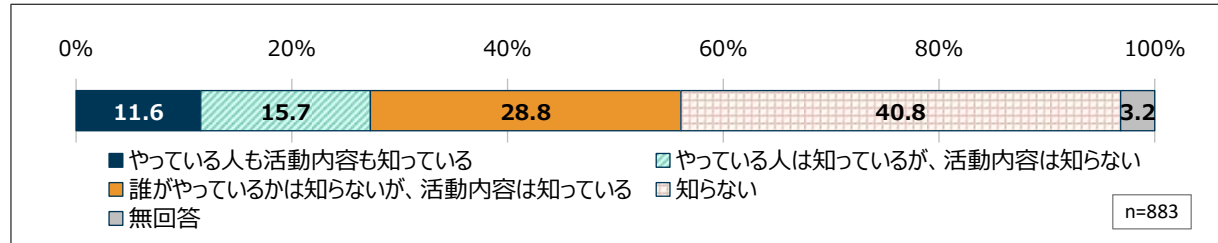
■ 民生委員の主な活動

- ・見守りが必要な高齢者宅を訪問し、困りごとがないか聞き取りをしています。
- ・担当地区にお住まいの方の、さまざまな心配ごとや困りごとの相談にのり、必要に応じて関係機関へつないだり、福祉サービスなどの情報提供を行っています。
- ・村内の小中学校と連携し、学校や児童・生徒の様子などについて話しあっています。
- ・地域の方の心配ごとや困りごとの相談に応じることができるよう、研修会に参加したり事例検討会を行ったりしています。
- ・毎年歳末慰問やおせち料理の配食を通して、声かけと安否確認を行っています。

問 地区の民生委員・児童委員の認知度について

あなたの地区の民生委員・児童委員を知っていますか（○は1つ）

「やっている人も活動内容も知っている」が11.6%、「誰がやっているかは知らないが、活動内容は知っている」が28.8%となっています。



性別×年齢別 クロス集計表

		合計	問68 民生委員・児童委員				
			やっている人も活動内容も知っている	やっている人は知っているが、活動内容は知らない	誰がやっているかは知らないが、活動内容は知っている	知らない	無回答
性別	男性	392 100.0%	44 11.2%	62 15.8%	119 30.4%	161 41.1%	6 1.5%
	女性	466 100.0%	55 11.8%	71 15.2%	127 27.3%	193 41.4%	20 4.3%
男性	18～29歳	16 100.0%	1 6.3%	3 18.8%	2 12.5%	9 56.3%	1 6.3%
	30～39歳	33 100.0%	1 3.0%	8 24.2%	5 15.2%	19 57.6%	0 0.0%
	40～49歳	60 100.0%	3 5.0%	13 21.7%	14 23.3%	30 50.0%	0 0.0%
	50～59歳	85 100.0%	8 9.4%	9 10.6%	28 32.9%	40 47.1%	0 0.0%
	60～69歳	108 100.0%	8 7.4%	12 11.1%	38 35.2%	49 45.4%	1 0.9%
	70～79歳	68 100.0%	15 22.1%	15 22.1%	23 33.8%	12 17.6%	3 4.4%
	80歳以上	21 100.0%	7 33.3%	2 9.5%	9 42.9%	2 9.5%	1 4.8%
女性	18～29歳	27 100.0%	5 18.5%	1 3.7%	3 11.1%	18 66.7%	0 0.0%
	30～39歳	56 100.0%	4 7.1%	7 12.5%	10 17.9%	33 58.9%	2 3.6%
	40～49歳	83 100.0%	4 4.8%	3 3.6%	27 32.5%	49 59.0%	0 0.0%
	50～59歳	92 100.0%	8 8.7%	17 18.5%	25 27.2%	40 43.5%	2 2.2%
	60～69歳	102 100.0%	5 4.9%	18 17.6%	35 34.3%	39 38.2%	5 4.9%
	70～79歳	80 100.0%	17 21.3%	22 27.5%	22 27.5%	11 13.8%	8 10.0%
	80歳以上	24 100.0%	12 50.0%	3 12.5%	5 20.8%	1 4.2%	3 12.5%

* 健康づくりと地域福祉に関するアンケート調査（令和5年1月実施）より

4 ボランティアの状況

本村においては、各種団体、ボランティア等が高齢者や障がい者等への支援のための福祉活動を展開しています。

■ボランティア組織の状況

名称	活動紹介	会員数（人）
JA 生き活きレンジャー	施設のボランティア、配食	20
手話サークル	手話の学習と普及	10
点訳友の会	広報やひこの点訳、時事週報、カレンダーの作成	5
配食ボランティア	夕食弁当の配達	46
朗読ボランティア	広報やひこの音声訳	3
椎の実会	洗濯物・おむつたたみ、喫茶店の手伝い	13
弥彦村老人クラブ婦人会	友愛訪問、草取り、施設慰問	232
赤十字奉仕団	炊き出し訓練、会食	18
おもちゃポケット	おもちゃ作り、おもちゃライブラリー	9
弥彦ライオンズクラブ	青少年の健全育成、交通安全、環境美化活動	19
食生活改善推進委員	栄養・食生活の改善のための啓発活動	18
百歳会	つつじ、水芭蕉の除草、清掃活動	14

* 朗読ボランティアはボランティア連絡協議会には加入していません。

※令和5年12月現在

■地域福祉団体の状況

名称	会員数（人）
弥彦村社会福祉協議会	1,860
弥彦村手をつなぐ育成会	13
弥彦村老人クラブ連合会	413
弥彦村更生保護女性会	31
弥彦玉つさぎ会	7
弥彦村遺族会	97

※令和5年12月現在

5 弥彦村社会福祉協議会

弥彦村社会福祉協議会は、地域の福祉課題の明確化や住民の福祉活動の推進、社会福祉関係者の連絡調整、福祉活動や福祉サービスの企画・実施を基本機能として位置付け、民間の福祉団体として現在まで一貫して地域福祉活動の中心的役割を果たしています。

■ 弥彦村社会福祉協議会の主な事業 ■

事業活動の財源の多くが、会費・共同募金配分金・村委託金等でまかなわれており、様々な組織・団体の参加のもとに、地域福祉推進の中核として各種福祉事業を実施しています。

■ 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいのために、判断能力が十分でない方々が自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援しています。

■ 「地域の茶の間」「いきいきサロン」支援

いきいきサロンは誰もが参加でき、仲間と会っておしゃべりをしたり、大声で笑ったり、好きなことをして楽しい時間を過ごす場です。高齢者の生きがいと社会参加を促進し、家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等の社会的孤立感の解消・自立生活の支援を行っています。

■ 支えあいの推進

支えあいのむらづくり勉強会等を開催し、困ったときに「ちょっと助けて」と言いあえる地域づくりを推進します。また、「やひこ生活困りごと解決ガイド」を作成し、ちょっとした生活の困りごとに関与する情報を紹介しています。

■ 障がい者タクシー利用料金助成事業

身体障がい者、知的障がい者並びに精神障がい者の社会参加と経済的負担の軽減を図るため、タクシー料金の一部を助成しています。

■ 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障がい者世帯、または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと民生委員及び社会福祉協議会が行う必要な相談支援により、その経済的自立や生活意欲の助長、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援しています。

■ 世代間交流事業

あたたかい支えあいのできる地域づくりを推進するために、世代を超えて地域のたくさんの人と出会い、交流できる場を創出することを目的としています。毎年、「きらめきの丘夏まつり」等を開催し、地域住民をはじめ、子ども会・老人クラブなどを招待しています。

■ おせち料理配達事業

年末に、一人暮らしの高齢者へおせち料理を配達しています。民生委員と協力し、新年を豊かな気持ちで迎えていただけるよう努めています。

■ 金婚を祝う会

金婚を迎えられた夫婦が、共に健康と長寿を喜び合い、語り合える会を開催しています。

■ ふれあいなんでも相談事業

暮らしの中での身近な心配ごと、悩みごとの相談日を設けています。

■ 紙おむつ支給事業

在宅高齢者等で、常時紙おむつを必要とする要支援・要介護認定者に尿取りパット等を含む紙おむつ類を支給し、清潔の保持、介護にあたる家族の経済的負担の軽減及び福祉の増進を図るため支援しています。

■ 各種介護保険事業

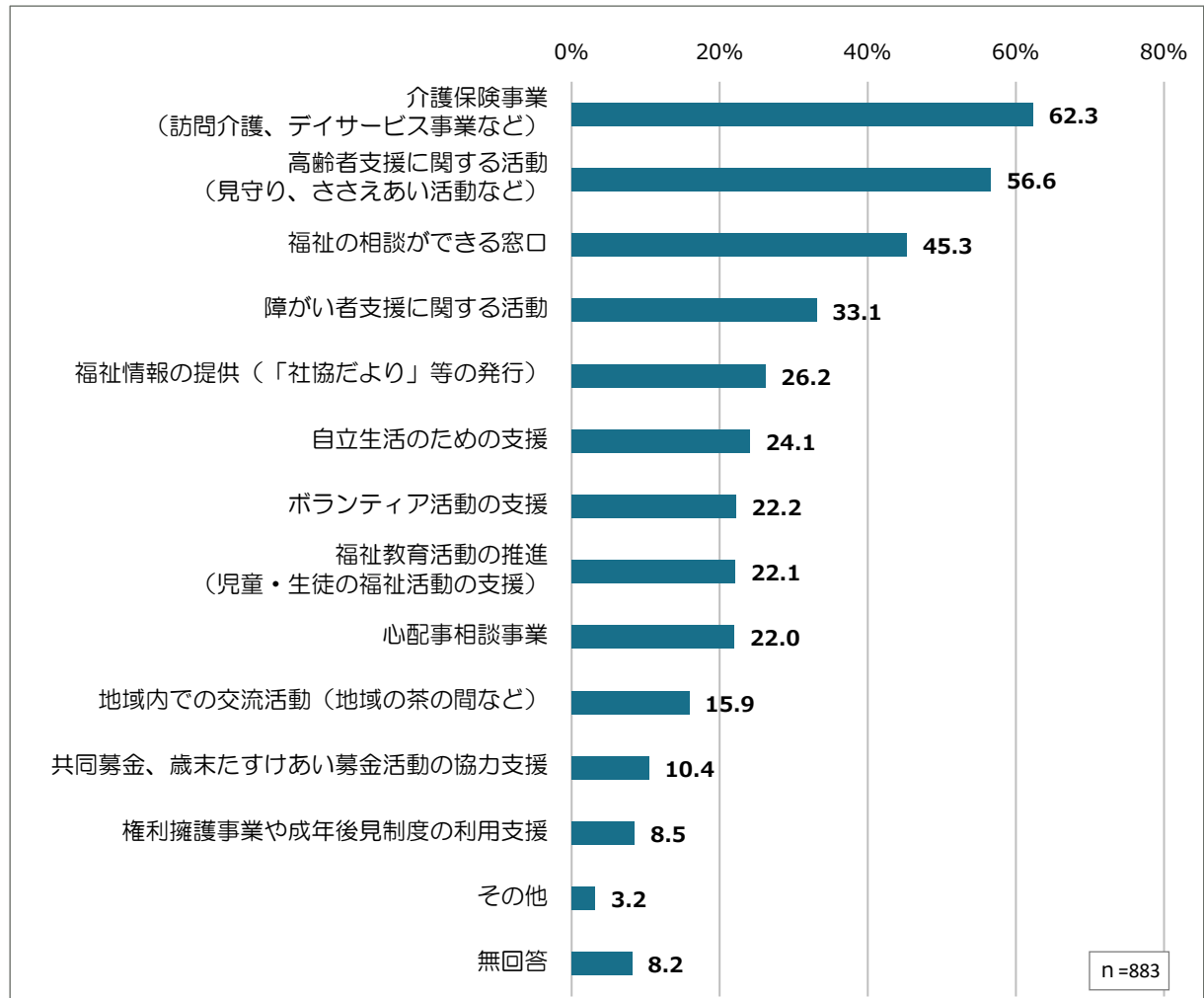
居宅介護支援事業、訪問介護事業（ホームヘルプサービス）、認知症対応型通所介護事業等を実施し在宅福祉サービスの提供に努めています。

第2章 地域福祉をとりまく現状

問 弥彦村社会福祉協議会に期待することについて

弥彦村社会福祉協議会にどのようなことを期待しますか（〇はいくつでも）

「介護保険事業（訪問介護、デイサービス事業など）」が62.3%と最も高く、次いで「高齢者支援に関する活動（見守り、ささえあい活動など）」が56.6%、「福祉の相談ができる窓口」が45.3%などとなっています。



* 健康づくりと地域福祉に関するアンケート調査 (令和5年1月実施) より

6 前計画の成果目標の結果

地域福祉計画においては、計画の進捗状況と効果について評価を行いました。この成果目標の増減を把握することにより、計画全体の進捗状況の評価を行い、必要な事業の具体化を図っていきます。また、成果目標については、これに限定することなく、適宜、必要な目標を検討していきます。

評価指標と目標値

評価区分	評価基準
A	目標を達成した
B	目標には達していないが改善した
C	ほとんど変化がみられなかった
D	悪化した
E	取り組めていない

前地域福祉計画における主な指標一覧

評価指標	現状値 平成 29 年度	実績値 令和 4 年度	評価	目標値 令和 5 年度	主な担当課等
自主防災組織の加入率	100.0%	100.0%	A	100.0%	防災課
防災訓練の実施	1 回	1 回	A	1 回	
ボランティアコーディネーター数	1 人	1 人	A	1 人	社会福祉協議会
ボランティア団体の登録数	12 団体	12 団体	A	12 団体	
ボランティア登録者数	630 人	407 人	D	700 人	
ボランティア活動者への情報紙等の発行	1 回	1 回	C	4 回	
学校における福祉体験学習	1 回	0 回	D	1 回	
地域福祉の担い手となるリーダー養成講座	0 回	0 回	C	1 回	
シルバー人材センター登録者数	173 人	178 人	B	200 人	シルバー人材センター

第2章 地域福祉をとりまく現状

評価指標	現状値 平成 29 年度	実績値 令和 4 年度	評価	目標値 令和 5 年度	主な担当課等
あなたが困ったとき、近所にすぐ来てくれる人がいる人の割合*	51.0%	49.7%	D	増加	福祉課
地域づくりの活動にぜひ参加したいと思う人の割合*	3.9%	1.6%	D	増加	
地域で高齢者や障がい者、子育てなどで困っている世帯に対してあなたが支援できる安否確認の声かけの割合*	50.8%	41.1%	D	増加	
ボランティア活動に、まったく参加したことはないが、今後参加したい割合*	31.7%	24.2%	D	増加	
ふれあいいきいきサロン開催数	125 回	79 回	D	増加	

*健康づくりと地域福祉に関するアンケート調査（令和5年1月実施）より

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は「弥彦村第6次総合計画」で定める基本目標では、すべての村民が、健康で豊かな生活を安心しておくることができるように、保健・医療、健康づくり活動の充実、村民相互の助け合い活動により安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるとともに、障がい者支援、高齢者福祉のさらなる充実によって、笑顔あふれる暮らしを実現する村を目指していることを基本としつつ、地域に暮らす全ての住民が地域とのつながりやあたたかいふれあいの中で自分らしい生活が自らの意思で選択できるような社会の実現を目指し、次のような基本理念を掲げます。

～ 地域で支えあう福祉のむらづくり ～

2 基本目標

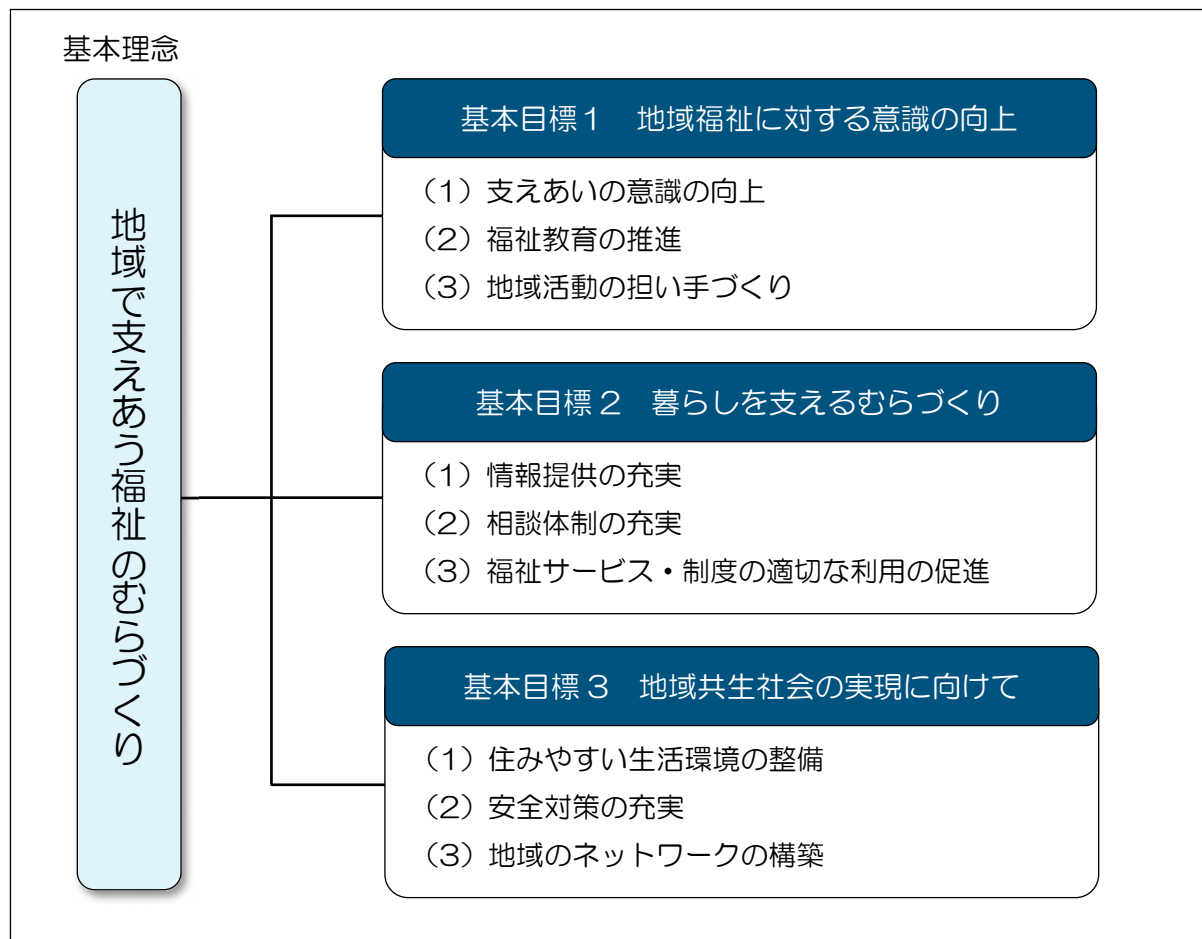
人と人とのつながりが希薄化する中で、地域における助けあいや支えあいの機能の低下により、孤立、虐待、ひきこもりなど様々な社会問題が起きています。地域の困りごとを地域で解決することができる仕組みづくりが必要です。そのため、ともに支えあい、助け合う関係を築き、その関係をつなげていくことが重要です。

本計画では、ともに支えあい、助けあいによるむらづくりを推進するため、3つの基本目標を設定しました。

基本目標
<p>1 地域福祉に対する意識の向上</p> <p>住民一人ひとりが、互いを尊重し思いやり、地域の課題を自分達の課題として受けとめられるよう、意識の向上に取り組みます。</p>
<p>2 暮らしを支えるむらづくり</p> <p>住民が安心して福祉サービスなどを利用できるよう、情報提供や相談体制の充実に努めます。</p>
<p>3 地域共生社会の実現に向けて</p> <p>住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、みんなで地域をつくっていきます。</p>

3 計画の体系

各施策を体系化し、基本理念の実現を目指し施策を展開していきます。



第4章 施策の展開

1 地域福祉の推進

地域福祉の目的を実現するためには、地域住民の暮らしにかかわる個々の地域生活課題への包括的な対応を地域づくりと合わせて進めるとともに、住民一人ひとりが性別、年齢、障がいの有無などに関わらず地域社会を構成する一員として多様性を認めあい、「支えあい」、「助けあい」という一方的な関係ではない意識を、交流や学びの場などの様々な機会を通じて育み、社会を構成する一員として、より良い社会を創っていくために、一人ひとりが持つ当事者意識を高め、地域福祉を担う人材となるよう、その発掘、育成、支援が求められています。

その一方で、アンケート調査の結果を見ると村民相互の助け合いに対する意識は高くない状況や、地域への関心の希薄化もみられます。

このようなことから、地域のつながりを強くしていく必要があるため、村民、ボランティア団体、村内企業、福祉事業所等、行政が相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって地域をつくる体制の整備を推進していきます。

■本計画では、地域生活課題等に対して、多様な主体の関わりや役割を持って施策の展開を図ります。

(1) 村民の役割

住民一人ひとりが地域福祉に対する認識や理解を深め、地域活動やボランティア活動など主体的に参加することが求められています。

(2) 事業者等の役割

福祉サービスを提供する事業者等は、利用者の自立支援に努め、サービスの質の確保、他関係機関との連携も必要です。また、地域における事業者としての責任を果たしながら、住民の多様なニーズに積極的に応えることや、地域住民への協力を主体的に取り組むことが期待されています。社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられています。本計画を推進するためには、地域福祉活動への住民参加の促進をはじめ、各分野で大きな役割を担うことが期待されています。

(3) 村の役割

村は、地域福祉の目的を実現するため、地域の実態や住民ニーズを把握します。村民の自主的な地域福祉活動が促進されるよう、情報提供や関係機関との連携を強化するとともに、交流機会等の確保に努め、各施策を進めるため村民、ボランティア団体、社会福祉協議会等と協働して総合的に推進します。

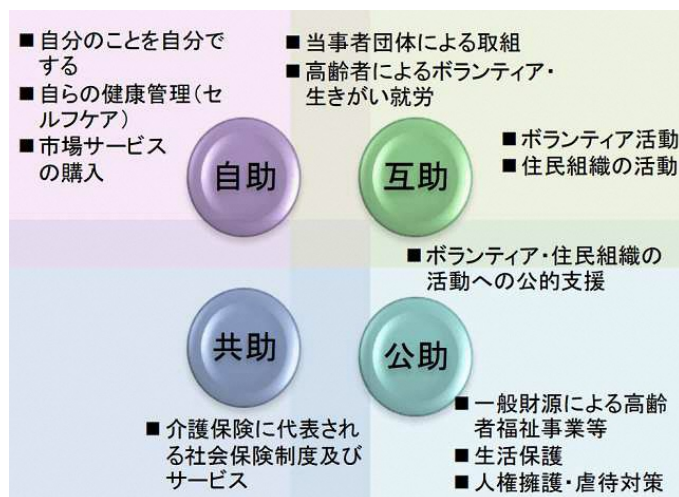
2 地域福祉に対する意識の向上

地域共生社会の実現にあたっては、住民が福祉に関する正しい理解を深め、社会福祉に関する意識を高めていくとともに、地域福祉への関心と助けあいの意識の向上に向けて、地域への愛着を育み、「助けあい」「支えあい」の活動の意義と重要性の周知や福祉教育の充実など、福祉意識の醸成に向け、取り組みます。

(1) 支えあいの意識の向上

地域のつながりの希薄化等、地域において支えあう意識や環境は大きく変化しています。そのため、いかに地域におけるつながりを深めていくことが地域共生社会の実現において重要となります。学びの場への参加や世代間のふれあい・交流を図り、高齢者や障がい者等への理解を促進し、相互理解と意識の共有を目指し、自分の地域に関心を持ち、住民一人ひとりが地域でつながり支えあうという意識がこれまで以上に根づくよう、自助・互助・共助・公助の考えを踏まえ、地域で支えあう意識の向上を図ります。

■自助・互助・共助・公助の関係



* 厚生労働省ホームページより

主な取組
<p>福祉に関する意識啓発</p> <p>地域での集まり、企業内研修などのあらゆる機会を通じて、地域課題に関心や理解を持つ層を増やす取組を進めます。</p> <p>また、福祉に関する生涯学習の場の充実や福祉体験ができる場の機会を推進します。</p>
<p>地域住民の交流の促進</p> <p>個人の学びに終わらないよう、交流・体験などを通じて仲間づくりや福祉活動への参加を促進するなど、参加者自身の知識や能力を活用して行う地域貢献が、自己実現にもつながることを実感し、主体的に参加する意欲を高める取組を進めます。</p> <p>また、高齢者が地域で生きがいを実感しながら暮らすことができるよう、積極的な社会参加のきっかけづくりや活躍する地域づくりを進めます。</p>
<p>交流機会の充実</p> <p>社会福祉協議会と連携し、障がいの有無等に関わらず、様々な人との交流できる機会を推進するとともに、地域共生社会の実現や福祉に対する意識の普及啓発をしていきます。</p>

(2) 福祉教育の推進

一人ひとりが地域や福祉、人権に関して正しく理解し地域福祉を進めるうえで、自分の役割を認識していくため、これからの社会を担う子どもへの福祉教育だけでなく、学校・家庭・地域が連携して生涯を通じて学習機会を確保し、継続的な福祉教育・啓発を進めます。

主な取組
<p>学校教育における福祉教育の推進</p> <p>学校教育において、思いやりの心を育むため教育委員会と連携し、人権教育を充実するとともに、福祉体験学習や障がい者や高齢者との交流を促進します。</p> <p>また、学校教育を地域が支える取組を進めることで、子どもや学生が地域と関わり、地域に対する愛着や誇りが育まれるよう取り組みます。</p>
<p>社会教育における福祉教育の推進</p> <p>社会福祉協議会と連携し、子育て支援や認知症高齢者などへの理解を深める広報・啓発、交流機会の充実に努めます。</p> <p>また、地域社会への関心を高めるとともに、問題解決に向けた知識や技術を学び、次の担い手となるよう、若い世代が地域課題の解決に体験的に取り組むことを推進します。</p>
<p>地域の優れた人材の活用促進</p> <p>高齢者等の豊かな知識や経験を有する人材が学校教育や生涯学習の場で活躍できる環境を整備していきます。</p>

(3) 地域活動の担い手づくり

地域における福祉活動を推進していくためには、地域福祉を担う人材が必要不可欠です。地域福祉を支える推進力となる福祉人材を育成し、地域自ら福祉課題を解決する地域福祉力の向上を図るとともに、サービスの担い手となる従事者の交流と技能・知識の向上を目指します。

また、自主的な住民活動の参加を促すために、活動の支援やネットワーク化の促進に努めます。

主な取組
<p>ボランティアの育成・養成</p> <p>社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座などを実施し、災害ボランティア等の様々なボランティアの育成及び養成を行います。また、ボランティア活動をより効果的にするため、ボランティア組織のネットワーク化を推進します。</p>
<p>福祉当事者団体への支援</p> <p>福祉当事者やその家族等で構成する団体が取り組む活動を定期的に住民へ紹介するなどの情報提供により住民の福祉活動への参加促進を図ります。また、事業活動への活性化を支援します。</p>
<p>民生委員児童委員の活動支援</p> <p>地域福祉の担い手として、援助の必要な人に対し、サービスにつなげられるよう、民生委員児童委員の研修会を開催するとともに、活動しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>また、地域の相談役としての民生委員児童委員と住民の支えあい活動、専門職による情報交換やニーズ把握を行い、連携できる取組を進めます。</p>
<p>生活支援コーディネーターの体制整備</p> <p>地域の様々な活動を把握する中で人材の発掘を行い、リーダー的な担い手を育成し、既存の地域福祉活動との結びつけや、新たな地域福祉活動に向けた人材育成に取り組みます。</p>
<p>生活支援サポーターの育成支援</p> <p>介護保険制度の総合事業において、新たな担い手の拡大に向け「生活支援サポーター」の養成に取り組みます。この「生活支援サポーター」をはじめ、地域福祉活動を希望する人に対しては、その人の能力、希望に応じてマッチングを行う仕組みづくりを進めます。</p>

3 暮らしを支えるむらづくり

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現していくためには、多様な福祉サービスの充実と必要な人に必要なサービスが提供されることが重要です。そのため、住民誰もが必要なとき、必要なサービスを適切に自己選択・自己決定し、サービスを利用できるよう、情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、利用者の立場に立った仕組みづくりを進めます。

(1) 情報提供の充実

福祉サービスの利用にあたり、必要な情報の内容の充実を図るとともに、広報やホームページ等を活用して広く住民にきめ細やかな情報提供に努めます。

また、サービスを利用しやすい環境を整備していきます。

主な取組
<p>企業等による地域貢献の推進</p> <p>社会福祉法人・企業等に対して、公益活動の積極的な実施に向けた、啓発や情報提供などの働きかけを引き続き行います。</p>
<p>わかりやすい福祉情報の提供</p> <p>住民が福祉サービスを必要とするときに、サービス事業者の選択を円滑に行うことができるように、最新のわかりやすいパンフレット等の情報提供に努めます。また、高齢者や障がい者に情報が届くよう情報のバリアフリー化を図ります。</p>
<p>広報やひこ・ホームページの充実</p> <p>広報やひこやホームページ、SNS等の様々な情報媒体を通じて、サービスの内容が理解できるよう、わかりやすい情報提供に努めます。また、地域で行われている活動の情報提供に努めます。</p>
<p>コミュニケーション支援の充実</p> <p>手話通訳者・要約筆記者の養成、派遣などのコミュニケーション支援事業の充実を図ります。</p>
<p>福祉サービス等の情報提供の充実</p> <p>保健センターや地域包括支援センター、福祉サービス事業者等とのネットワーク化により情報の共有化を図り、保健福祉サービス情報の提供や相談、サービス利用を促進します。</p>

(2) 相談体制の充実

地域で、それぞれの相談窓口が対応力を高め、複雑化・複合化した課題に対応し、包括的に支援する相談支援体制づくりに努めます。

主な取組
<p>総合相談機能の充実</p> <p>課題を抱えた住民と接する機会の多い村の各福祉窓口を中心に、住民の SOS に気づき、支援につながるための研修の充実を図り、職員一人ひとりがワンストップ窓口であることを意識した早期把握、早期対応に取り組みます。</p> <p>また、地域包括支援センターについて、各分野が連携するとともに、どこに相談したらよいかわからないといった困りごと等についても、確実に受け止め、課題を整理し、必要な支援につながる総合的な相談窓口機能の充実に努めます。</p>
<p>地域の課題を発見する仕組みづくり</p> <p>民生委員児童委員や団体、関係機関との連携を強化し、地域における課題の早期把握・支援のネットワークの充実、強化に取り組むとともに、役割分担や支援の方向性を定めて適切な支援を行います。</p>
<p>関係機関との連携強化</p> <p>より身近な地域で専門的な相談に応じられるよう、地域包括支援センターや保健センターの体制の充実と、地域、専門機関、行政の重層的なネットワークの強化に取り組むことで民生委員児童委員、社会福祉協議会をはじめとした関係機関の活動を支援します。</p>

(3) 福祉サービス・制度の適切な利用の促進

福祉サービスを必要とする人・家族などが多様化・複雑化するサービスを適切に選択し、利用できるような様々な媒体や機会等を積極的に活用して、どのような人にも情報が伝わるよう、情報提供に努め、身近な地域で安心してサービスを選択し利用できる支援体制の整備に努めます。

主な取組
<p>情報提供の充実</p> <p>広報、ホームページ、パンフレットなどの様々な情報媒体を利用し、福祉情報の提供を充実します。また、ボランティア団体と協働で情報発信を進めます。福祉サービスが必要であるにも関わらず、サービスに結びついていない人について、福祉サービス事業者の情報などを含め、情報提供の工夫・配慮に努めます。</p>
<p>福祉ニーズの把握</p> <p>アンケート調査や福祉事業所からのヒアリング等を通じて住民の福祉ニーズの把握に努めます。</p>
<p>サービス提供体制の充実</p> <p>介護保険制度、障害者総合支援法に係る制度におけるサービスの質の向上や、サービス量の確保を図るために、福祉サービス事業者、NPO法人等の事業への参加促進に努めます。</p>
<p>苦情処理体制の充実</p> <p>引き続き、関係各課が連携しながら、福祉事業者に行う指導監査等の充実を図るとともに、利用者から寄せられた苦情相談を対応窓口につなぐなど、苦情解決体制の向上を図ります。</p>

主な取組
<p>介護予防・日常生活支援総合事業等の推進</p> <p>介護予防等に関する知識の普及・啓発のための事業や高齢者が積極的に地域参加するとともに、自主的な介護予防活動が行われるよう支援していきます。</p>
<p>地域ぐるみの子育て支援</p> <p>出産や育児不安軽減のため、様々な学習機会や情報提供、相談体制の充実を図るとともに、地域との交流を深める場の機会を提供していきます。</p>
<p>権利擁護の推進</p> <p>高齢者、障がい者、子どもなどの虐待やDV被害の防止・早期発見に向け、広く住民に対して虐待についての広報・啓発の周知を図るとともに、各分野別の相談窓口とも連携を深め、住民等から通報があった場合については、関係機関をはじめ必要に応じて警察等とも連携し迅速な対応に努めます。判断能力の十分でない住民の権利を擁護する成年後見制度の普及活動を進めるとともに、中核機関を設置・運営し、地域連携ネットワークづくりを行います。</p>
<p>生活困窮者自立支援の充実</p> <p>生活困窮者に対して、相談支援員が生活困窮に関する相談を受け、その人の抱える様々な問題に対応した支援プランへつなげるとともに、支援にあたっては、関係部署や各種専門機関と連携し、取組を継続的にサポートしていきます。</p>
<p>障がい者差別の解消</p> <p>障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取組について、広報・啓発を図るとともに、障がい者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を進めます。</p>
<p>介護保険・保健福祉サービス等の情報提供の充実</p> <p>ホームページに未掲載の情報や制度改正等に伴うサービス情報については、随時更新する等わかりやすい内容で掲載していきます。また、各種のサービスについてパンフレット・チラシを作成し、公共施設などに配置し、情報提供の充実に努めます。</p>
<p>シルバー人材センター事業への支援</p> <p>高齢者の意欲や能力に応じた就労機会、社会参加、生きがいの場を提供するシルバー人材センターへの支援に努めます。</p>
<p>福祉人材の充実</p> <p>福祉サービス提供事業所や専門職等の資質向上のために研修会を実施します。また、各種研修・講座等を通じて、地域の福祉人材の育成・支援を行います。</p>

4 地域で安心して暮らせる環境づくり

集落コミュニティ活動と連携した地域ぐるみの地域福祉活動のネットワークづくりに努めるとともに、住み慣れた地域で暮らしを支える環境づくりを進めます。

(1) 住みやすい生活環境の整備

高齢者、障がい者、子ども等、住民が安心して生活を送り、快適な移動手段を確保し、積極的に社会参加できるように、住みやすいむらづくりを進めます。

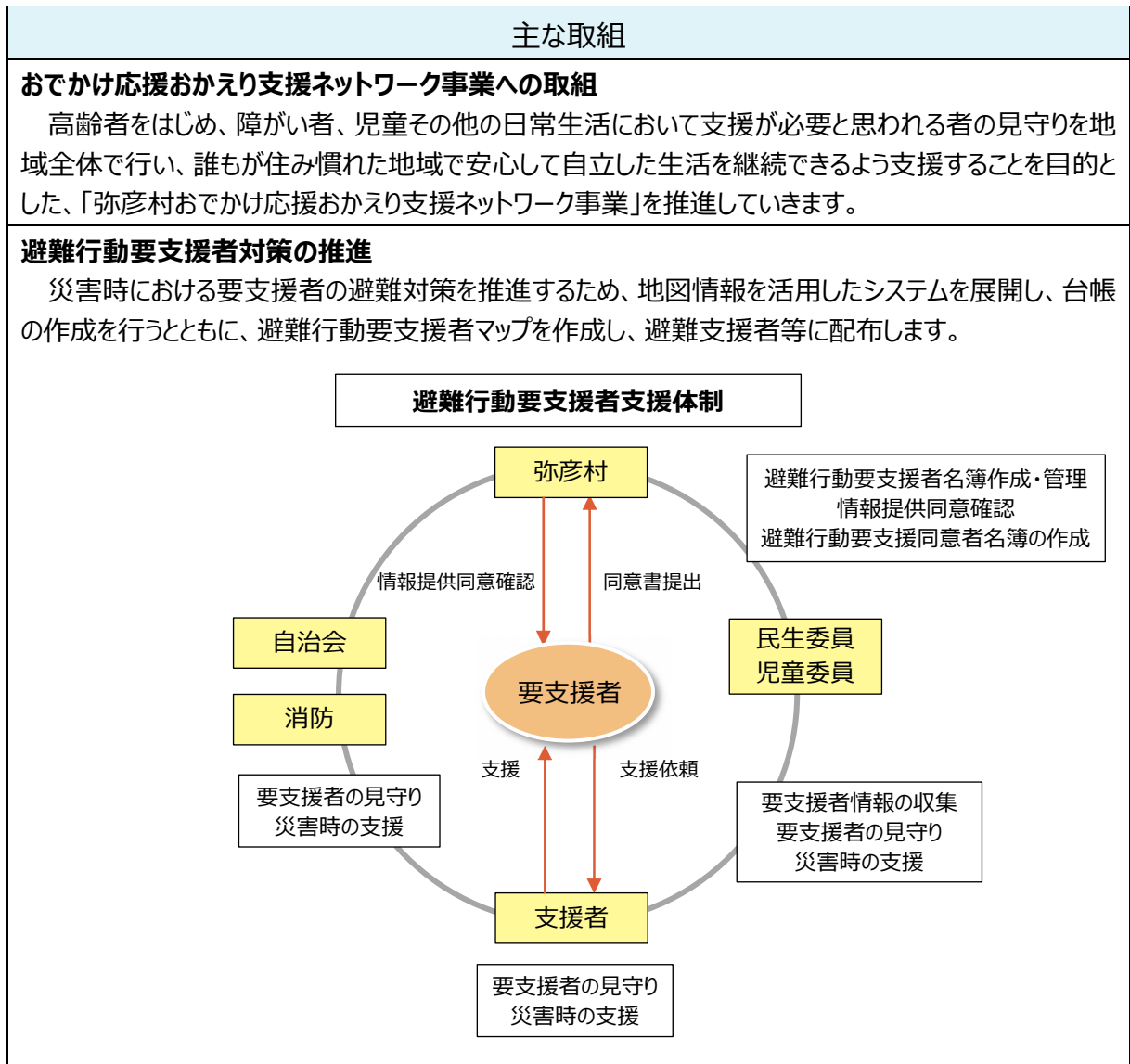
主な取組
<p>バリアフリーの推進</p> <p>ユニバーサルデザインに基づくむらづくりを進めるとともに、公共施設や建築物、道路、公園などのバリアフリー化を重点的・一体的に整備することで、暮らしやすい環境を整備していきます。</p>
<p>憩い・集いの場の整備</p> <p>「地域の茶の間うさぎ庵」「いきいきサロン」等を促進するとともに、集落や地区ごとに地域の連帯感を深め、コミュニティ意識の高揚を図るため、活動の場や施設整備を充実し、地域の活性化を図ります。</p>
<p>ユニバーサルデザインのまちづくりの基盤となる意識醸成</p> <p>一人ひとりの地域や福祉、人権に関する意識を醸成するための周知・啓発を推進します。</p>

(2) 安全対策の充実

犯罪等を防止するため、生活を脅かす様々な問題への対策など、安全で安心して生活できる環境の整備を推進します。

また、地域の自主防災組織等と連携して、安全な暮らしに必要な知識の普及・啓発に努め犯罪被害の未然防止や災害時等に迅速に対応できる体制を確保します。

主な取組
<p>地域ぐるみの防犯活動等の推進</p> <p>日常的に交流できる場づくりを進める中で、地域でのつながりを強化し、災害時の安否確認や避難誘導などについて意識の醸成を図るとともに、地域ボランティアの確保に努めます。</p> <p>また、地域での子供の見守り体制を強化し非行少年等を未然に防止するように努めます。</p>
<p>福祉施設への協力支援</p> <p>社会福祉施設が、地域の交流の場として地域住民にスペースを提供することや、福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献に取り組むよう働きかけます。</p>
<p>虐待の防止</p> <p>虐待等を受けている人の要保護者の早期発見と適切な保護、その家族等関係者に対する支援を図るため、医療・福祉・教育等関係者、警察等によるネットワークの構築に努めます。</p>



(3) 地域のネットワークの構築

住民の様々なニーズや相談に対し、行政機関、サービス事業者、地域団体等、支援している機関の連携を強化し、関係機関同士の連携体制の確立を図ります。

主な取組
<p>地域ケア体制の強化</p> <p>高齢者や障がい者等に対して、地域住民が温かく思いやりを持って見守りを行うことができるよう、地域ケアなどの機能強化を図ります。</p>
<p>暮らしを支えるネットワークづくり</p> <p>住民相互の助け合いを促進するため、子育てサポート、高齢者の日常生活上の困りごと、移動手段の支援など、地域におけるネットワークの強化を図ります。</p>
<p>自主的活動への支援</p> <p>問題や課題を解決するための情報提供を行うとともに、関係機関が連携を取りながら支援できる体制を整備していきます。</p>
<p>情報提供体制の充実</p> <p>今後の取組については、見守りや支えあいを支援するために情報通信技術を活用して、個人情報を含めた様々な情報を集約、関係機関間で共有し、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい・防犯・防災に係るサービスを一体的に提供する仕組みづくりを進めます。</p>
<p>専門機関による相談機能の充実</p> <p>相談機能の充実を図れるよう各種専門機関に働きかけ、個人情報の保護に配慮しながら情報の共有化に努めます。また、専門職同士の連携強化を図ります。</p>

5 計画の成果目標

地域福祉計画においては、計画の進捗状況と効果について評価を行っていきます。この成果目標の増減を把握することにより、計画全体の進捗状況の評価を行い、必要な事業の具体化を図っていきます。また、成果目標については、これに限定することなく、適宜、必要な目標を検討していきます。

地域福祉計画における主な指標一覧

評価指標	現状値 令和4年度	目標値 令和11年度	主な担当課等
自主防災組織の加入率	100%	100%	防災課
防災訓練の実施	1回	1回	
ボランティアコーディネーター数	1人	1人	社会福祉協議会
ボランティア団体の登録数	12団体	12団体	
ボランティア登録者数	407人	550人	
ボランティア活動者への情報紙等の発行	1回	3回	
学校における福祉体験学習	0回	1回	
地域福祉の担い手となるリーダー養成講座	0回	1回	
シルバー人材センター登録者数	178人	200人	
あなたが困ったとき、近所にすぐ来てくれる人がいる人の割合*	49.7%	%	福祉課
地域づくりの活動にぜひ参加したいと思う人の割合*	1.6%	%	
地域で高齢者や障がい者、子育てなどで困っている世帯に対してあなたが支援できる安否確認の声かけの割合*	41.1%	%	
ボランティア活動に、まったく参加したことはないが、今後参加したい割合*	24.2%	%	
ふれあいいきいきサロン開催数	回	回	
おでかけ応援おかえり支援ネットワーク協力事業者数	事業者	事業者	

*健康づくりと地域福祉に関するアンケート調査（令和5年1月実施）より

第5章 成年後見制度の利用促進

1 成年後見制度利用促進基本計画の策定について

(1) 計画策定の背景と趣旨

近年、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれています。認知症、知的障がい、その他の精神上的障がいがあることにより判断能力が不十分な方を社会全体で支え、権利を擁護することが重要となっています。

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神等の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方たちが、人としての尊厳が損なわれることなく地域で自分らしく安心して生活が送れるよう、生活や財産を法律的に支援する制度ですが十分に利用されていない現状があります。

●成年後見制度の概要●

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度です。

本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度があります。

任意後見制度

任意後見制度は、将来、判断能力が不十分となったときに備えるための制度です。

本人が元気で判断能力があるうちに、将来、自らの判断能力が低下した場合に備え、任意後見人を選び、判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいことをあらかじめ契約で決めておく制度です。

成年後見制度			
法定後見制度			任意後見制度
すでに判断能力が不十分な場合			将来、判断能力が不十分となったときに備える場合
後見	保佐	補助	
判断能力がまったくない	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分	
成年後見人に、代理権と取消権が与えられる	保佐人に、特定の事項以外の同意見と取消権が与えられる	補助人に、一部の同意見と取消権が与えられる	判断能力があるうちに任意後見人を選んでおく

平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成 29 年に国の第 1 期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。これにより、概ね令和 3 年度までに当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めること、利用促進に向けて必要な体制の整備を講ずることが明示されました。

なお、令和 4 年には更なる施策の推進を図る必要があることから第 2 期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

2 弥彦村における障がい者の成年後見の現状と課題

(1) これまでの主な取組

本村では、地域包括支援センター、村内の相談支援事業所と連携して、成年後見が必要な高齢者や障がい者の把握や早期段階からの相談支援に努めてきました。

また、村民・福祉事業所を対象に研修会を開催するなど成年後見制度の周知や啓発を図るとともに、成年後見制度のニーズ把握を目的とした実態調査を実施してきました。

(2) 専門的な支援ができる後見人の不足

本村における高齢者等、障がいのある方の人数は年々増加傾向にあり、このような方の中には複雑な事情を抱える方も少なくなく、成年後見にあたってはより専門的な支援が必要ですが、これに対応できる専門職の数は村内・近隣地域ともに十分とはいえません。

成年後見制度の利用を促進するためには、複雑・多様化するニーズに対応ができる後見人の担い手を増やしていく必要があります。

また、法人として後見人等を担える団体を確保する必要もあります。

(3) 成年後見制度の利用状況

本村における成年後見制度の利用状況をみると、令和 5 年の利用者数は 27 人で、その内訳は後見 22 人、保佐 5 人、補助 0 人で、任意後見が 1 人となっています。

■ 成年後見制度の利用者数の推移

	後見	保佐	補助	合計
令和 4 年	26 人	3 人	0 人	29 人
令和 5 年	25 人	2 人	0 人	27 人

(4) アンケート調査等の結果

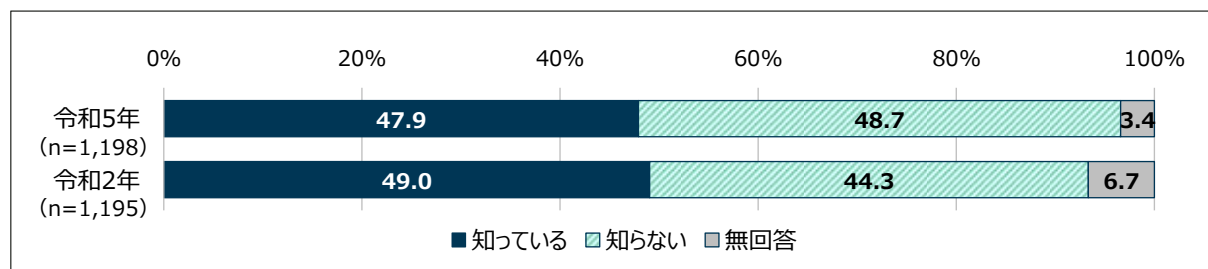
高齢者の方へ健康状態や日常生活等、地域の実情を把握し、介護保険サービスや福祉サービス、また健康づくり事業の向上を図るための基礎資料と、障がいのある方の福祉サービスの利用状況や利用意向、福祉に関する意識、成年後見制度の利用ニーズ等の実態を把握するため、次の3つの調査を実施しました。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（65歳以上の認定を受けていない高齢者）

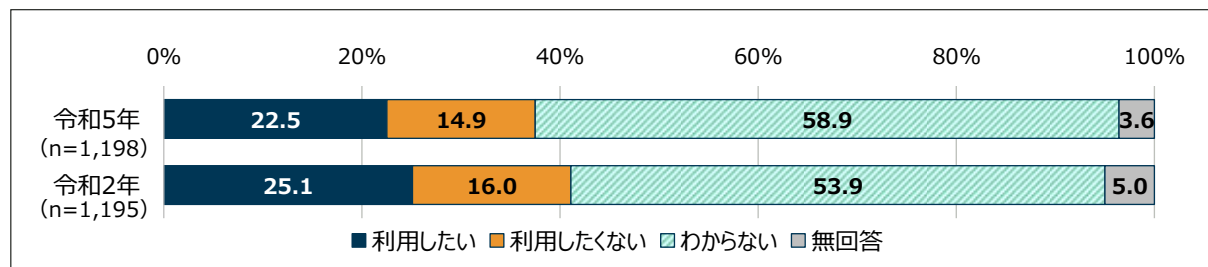
村内在住で要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の村民の方に現在の状況について回答していただきました。

本調査における成年後見制度に関するアンケートの回答結果は次のとおりです。

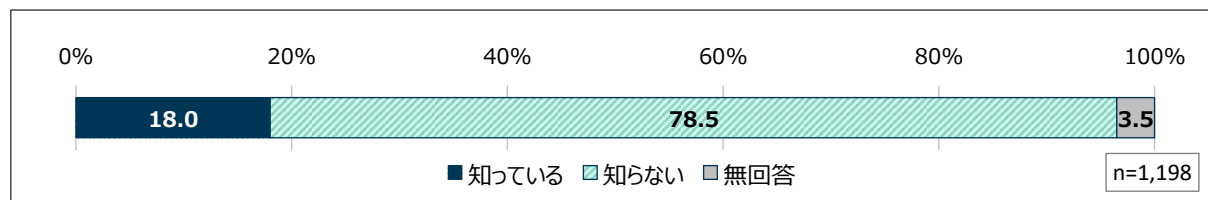
●成年後見制度の認知度



●成年後見制度の利用希望の有無



●成年後見制度に関する相談窓口の認知度



②福祉に関するアンケート調査（18～64歳）

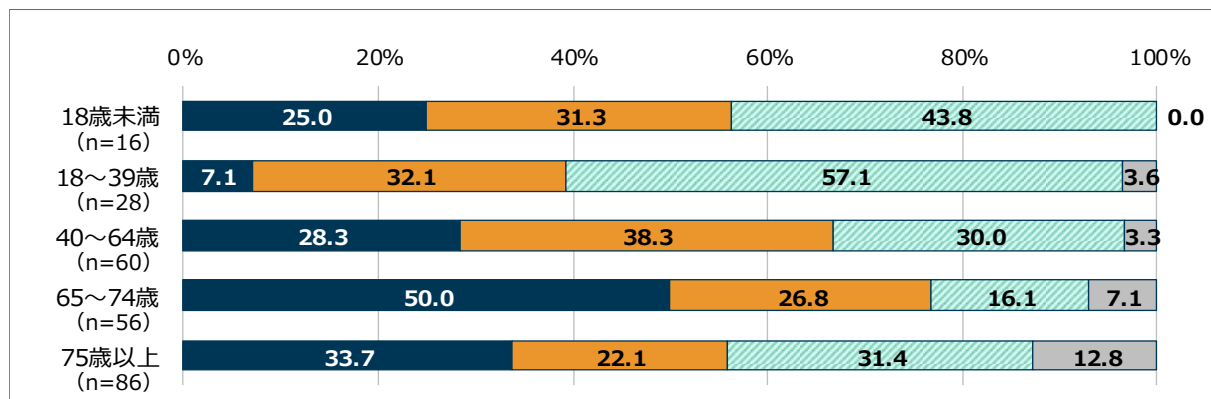
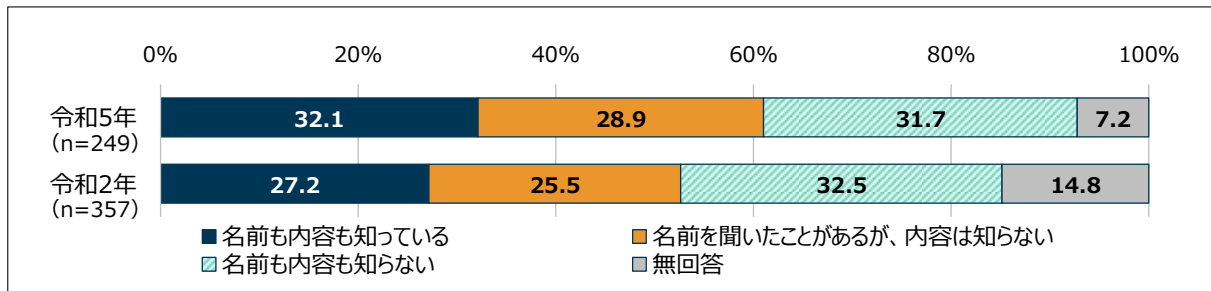
18～64歳の方で、障害者手帳をお持ちの方、自立支援医療または福祉サービスを利用されている方を対象に、本人の状況について回答していただきました。

本調査における成年後見制度に関するアンケートの回答結果は次のとおりです。

●成年後見制度の認知度

「名前も内容も知っている」は32.1%、「名前も内容も知らない」は31.7%となっています。

年齢別にみると、65歳以上の高齢者の方は「名前も内容も知っている」割合が高い傾向がみられます。

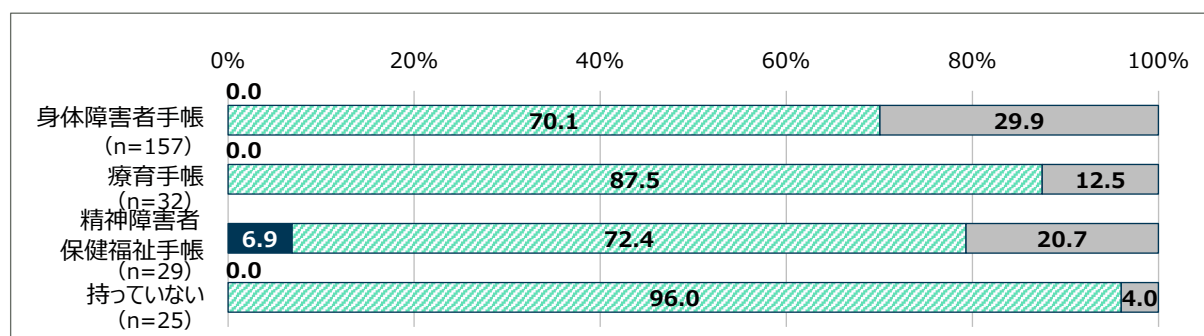
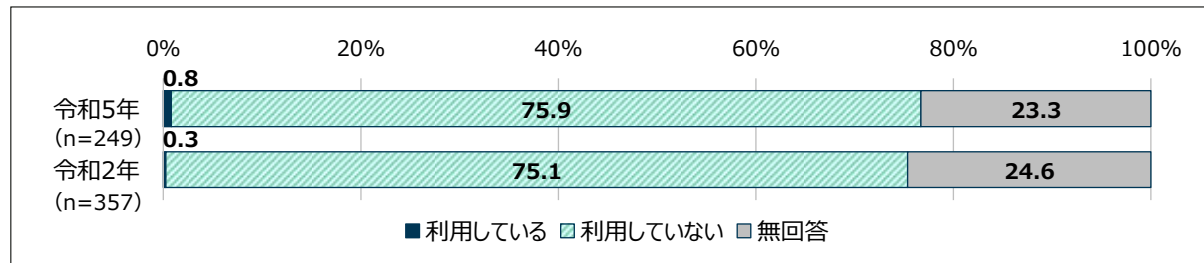


第5章 成年後見制度の利用促進

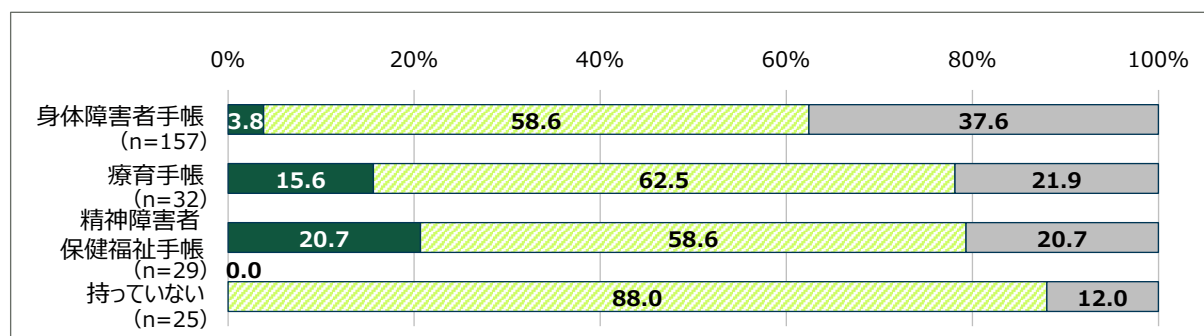
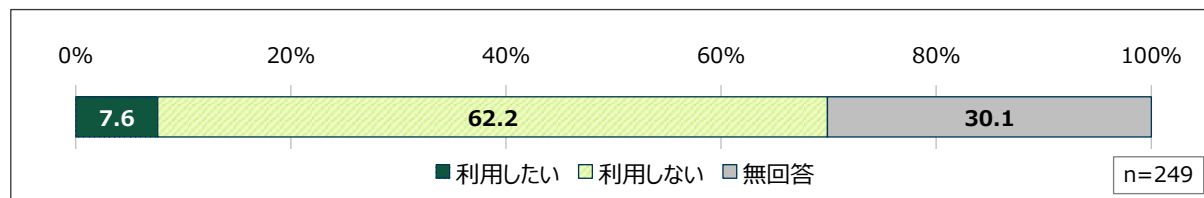
● 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用する障がい者に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）および後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

■ 現在の利用



■ 今後3年以内の利用予定



調査結果から意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の仕組みづくりや必要な人が成年後見制度を利用できるよう、地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築が必要となっています。

本村においては、包括的な体制やネットワークは未整備であり、これらを計画的かつ段階的に構築していく必要があります。

③事業所におけるアンケート調査

【目的】

今後増加する、認知症高齢者、障がいがあり判断能力の不十分な方々が暮らし慣れた地域で安心して生活できる地域づくりに向け、今後の成年後見制度関連施策の取組を検討するため、本村の社会福祉施設・事業所等を利用されている方々に対し成年後見制度の活用に対するニーズの状況を把握するためのアンケート調査を実施しました。

【調査内容】

- ・調査時点 令和 4 年 12 月 1 日
- ・調査対象 高齢福祉施設・事業所 8 事業所
障害福祉施設・事業所 6 事業所
- ・調査方法 アンケート調査票をメール又は郵送し、メール又はFAXで回答

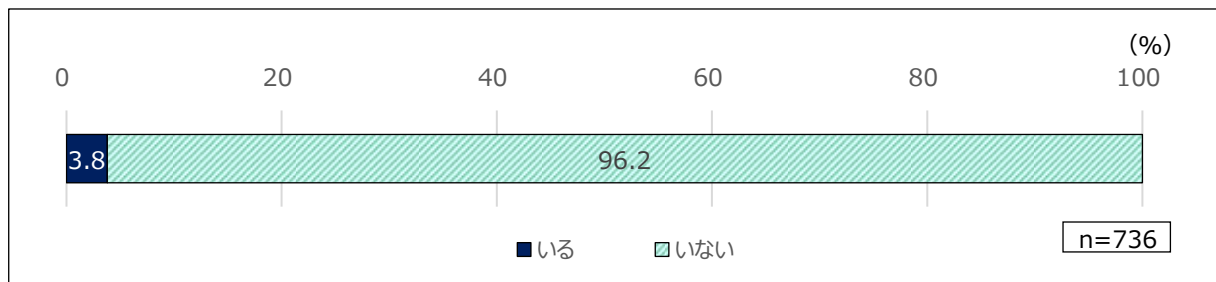
【調査結果】

●貴事業所を利用している方は、何名いますか。

14 事業所合計 736 名となっています。

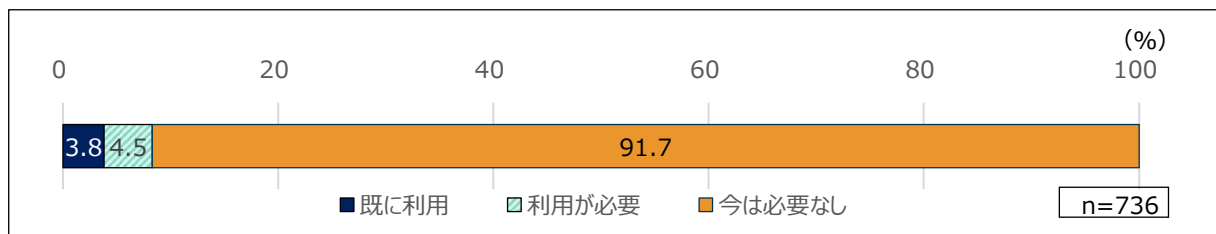
●その中で、成年後見制度を利用している方はいますか。

成年後見制度を利用している方は 3.8%（28 人）となっています。



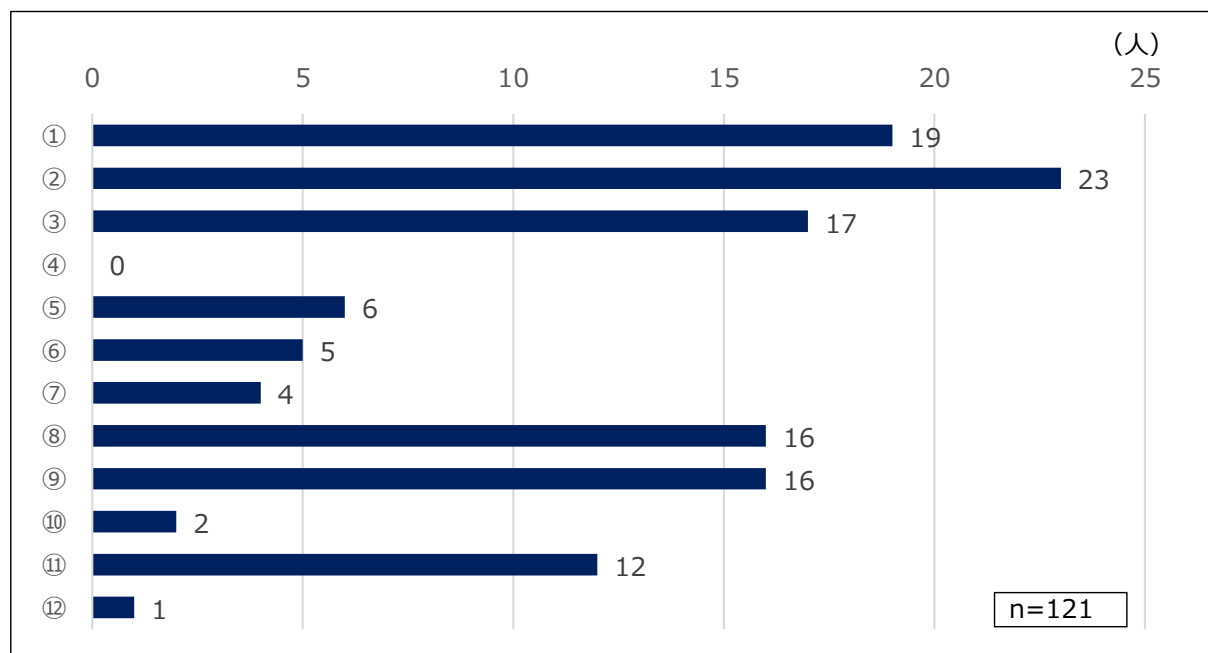
●貴事業所を利用している方で、成年後見制度を利用した方が良いと思われる利用者はいますか。

「既に利用」が 3.8%（28 人）、「利用が必要」が 4.5%（33 人）となっています。



● 成年後見制度の利用が必要な方だと考えた理由・事情

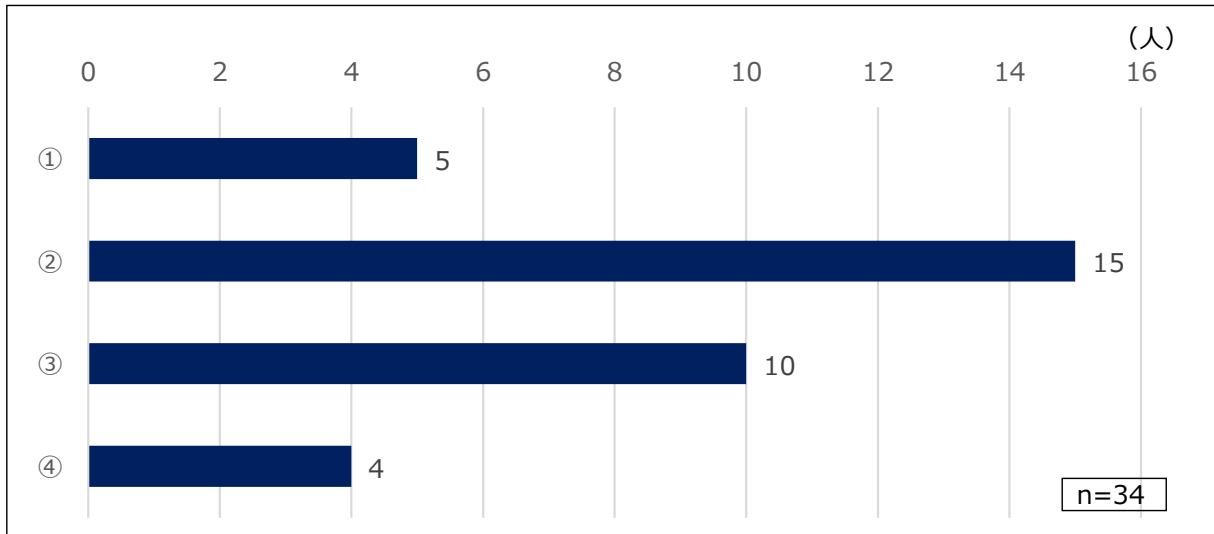
「判断能力が不十分で、収入に見合った適切な支出ができない」が最も多く23人、次いで「判断能力が不十分で、預貯金の管理等ができない」が19人、「判断能力が不十分で、公共料金等の支払いが滞る」が17人、「判断能力が不十分で、サービスの契約ができない」、「判断能力が不十分で、相続の手続きができない」が16人となっています。



- ①判断能力が不十分で、預貯金の管理等ができない
- ②判断能力が不十分で、収入に見合った適切な支出ができない
- ③判断能力が不十分で、公共料金等の支払いが滞る
- ④判断能力が不十分で、管理すべき財産が多額（おおよそ1,000万円以上）である
- ⑤判断能力が不十分で、悪質な商法に騙される恐れがある、又は過去に騙されたことがある
- ⑥判断能力が不十分で、家族や親族、知人等から預金や年金を取り上げられるなどの経済的虐待を受けている、又はその疑いがある
- ⑦判断能力が不十分で、家族や親族、知人等から上記⑥以外の虐待（身体、心理、性的、ネグレクト等）を受けている、又はその疑いがある
- ⑧判断能力が不十分で、サービスの契約ができない
- ⑨判断能力が不十分で、相続の手続きができない
- ⑩不動産の処分（売却、賃貸、抵当権設定等）の必要があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できない
- ⑪本人に身寄りがない、又は身寄りがない場合も疎遠であったり協力を得ることが困難であるため、将来にわたって支えとなる人が必要である
- ⑫その他困難な事情があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応出来ていない

● 成年後見制度の利用が必要な方が申し立てを行う場合の申立人や後見人候補者

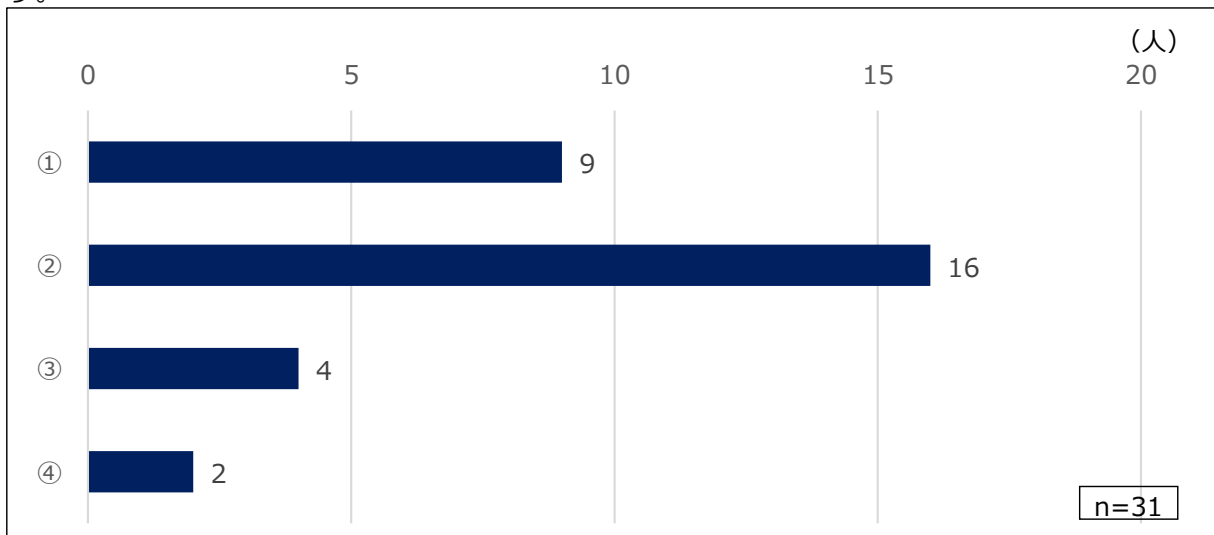
「親族があり、申し立ては協力できるが、後見人の就任は困難な方」が最も多く 15 人となっています。



- ①親族があり、申し立て・後見人の就任に協力的な方
- ②親族があり、申し立ては協力できるが、後見人の就任は困難で第三者後見人が必要な方。
- ③親族はいるが申し立ての協力を得ることが困難で第三者後見人が必要な方。
- ④身寄りがなく申し立てが困難で第三者後見人が必要な方。

● 第三者後見人が必要な方の主症状

「知的障がいのある方、若しくは知的障がいが疑われる方」が最も多く 16 人となっています。

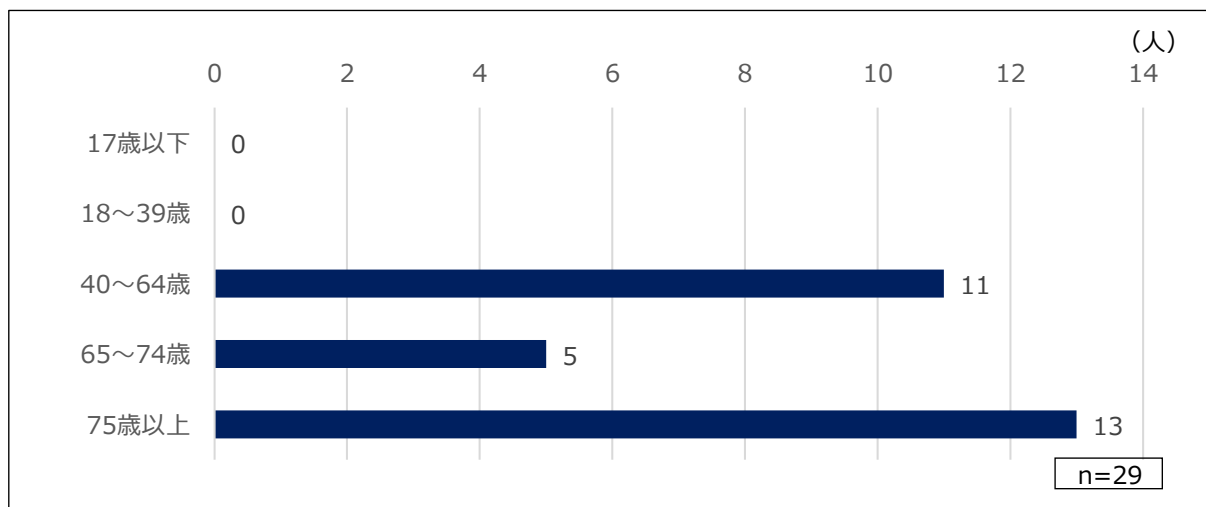


- ①認知症、若しくは認知症が疑われる方
- ②知的障がいのある方、若しくは知的障がいが疑われる方
- ③神障がいのある方、若しくは精神障がい疑われる方
- ④その他（身体障がいのある方、将来的に身寄りのなくなる方）

第5章 成年後見制度の利用促進

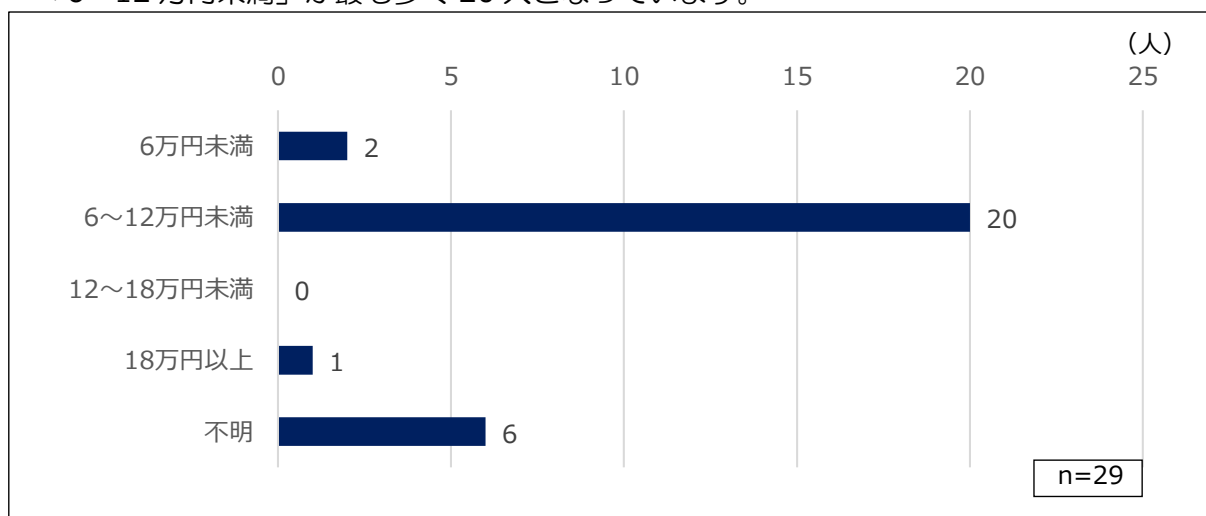
● 第三者後見人を必要とする方の年代

後見人を必要とする方は「75歳以上」が最も多く13人、次いで「40～64歳」が11人となっています。



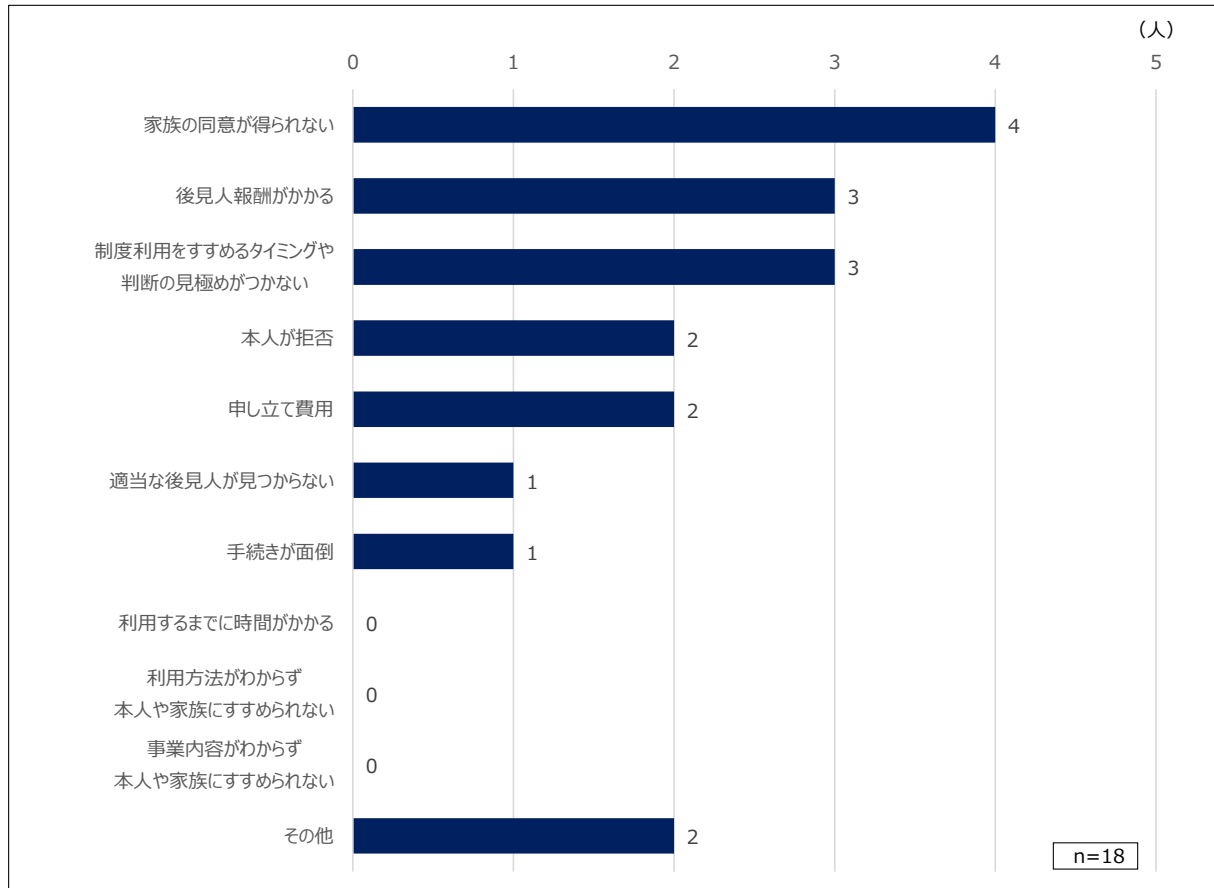
● 第三者後見人を必要とする方の平均収入（月額）

「6～12万円未満」が最も多く20人となっています。



● 成年後見制度が必要だが、制度利用につながない理由

「家族の同意が得られない」が最も多く4人、次いで「後見人報酬がかかる」、「制度利用をすすめるタイミングや判断の見極めがつかない」が3人、「本人が拒否」、「申し立て費用」、「その他」が2人となっています。



※その他は、知人が管理しており、本人も知人を頼りにしている。本人に話をしても拒否される可能性が高いとなっています。

3 弥彦村の基本方針と施策の展開

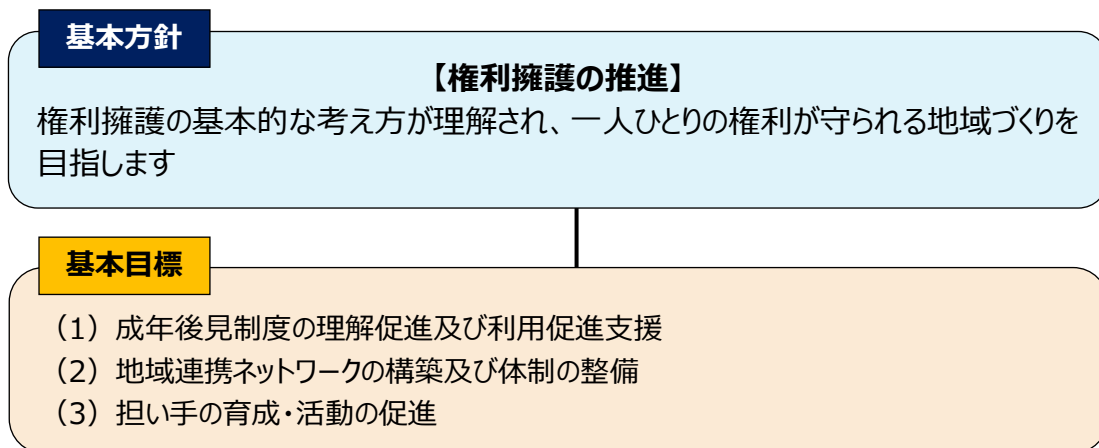
弥彦村では、高齢者や障がいのある方たちが人としての尊厳が損なわれることなく、住み慣れた地域で安心した生活が送れる地域づくりを目指し、成年後見制度の利用促進を図ってきました。今後は、成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に、さらに推進していくことを目指していきます。

このため、必要な人が適切に制度を利用できるよう成年後見制度やそれを利用するための支援制度について、村民により多く周知する必要があります。

また、成年後見制度を必要とする高齢者や障がいのある方が適切な支援を受けることができるよう、多様な職種や関係機関等が連携した「地域連携ネットワーク」を構築していく必要があります。

併せて、成年後見制度の利用ニーズが今後増加していくことを考えると、村内に法人後見団体を確保する必要があります。

これらの課題の解決を図り、本村における成年後見制度の利用を一層促進していくため、令和6年度に中核機関を設置し、次のとおり基本方針を定め、その実施を目指して3つの基本目標を定めます。



※1 中核機関：専門職による専門的助言等の支援の確保や、各種専門団体や関係機関の協力・連携を目的とした協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関のことです。

(1) 成年後見制度の理解促進及び利用促進支援

【方向性】

村民一人ひとりが制度を正しく理解することにより、必要な人が適切に制度を利用することにつながっていくことから、周知・啓発に取り組みます。併せて、成年後見制度利用支援事業の周知を図り、身寄りのない方や生活困窮等で成年後見制度の利用が困難な方でも円滑に成年後見制度を利用することができるよう利用支援事業を拡充し、権利擁護支援に努めます。

また、介護・福祉事業所等や地域の支援者へも制度の周知を図り、適切に制度へつなげることができるよう研修会等を開催します。

【施策の展開】

- 広報やパンフレットなどを活用して周知・啓発を実施します。
- 研修会等を開催し、制度の理解を深めます。
- 中核機関や個別のケース会議を活用し、適切な村長申立てを実施します。
- 後見人等への報酬助成を行い、成年後見制度の利用促進に努めます。

評価指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和11年度)
広報誌等への掲載	0回	2回
講演会・研修会等の開催回数	1回	1回
村長申立て件数	0件	2件
成年後見制度利用支援事業による報酬助成件数	0件	3件

(2) 中核機関と地域連携ネットワークの構築及び体制の整備

【方向性】

中核機関を中心として、認知症や障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方たちに対し、地域ケア会議など今ある社会資源を有効に活用しながら、「地域連携ネットワーク」構築を図ります。

また、成年後見制度の利用を開始した後においても、成年後見人等からの相談に専門的に助言し、必要に応じてチーム^{*1}の編成を支援する等、成年後見人等への活動支援の体制づくりの検討を進めます。

【施策の展開】

- 成年後見制度利用を含む包括的な相談支援体制の在り方について、関係機関・団体等による検討・協議等の場を設けます。
- 「チーム」の協力者となる関係機関、団体、地域関係者等と連携し、「地域連携ネットワーク」の推進を図ります。

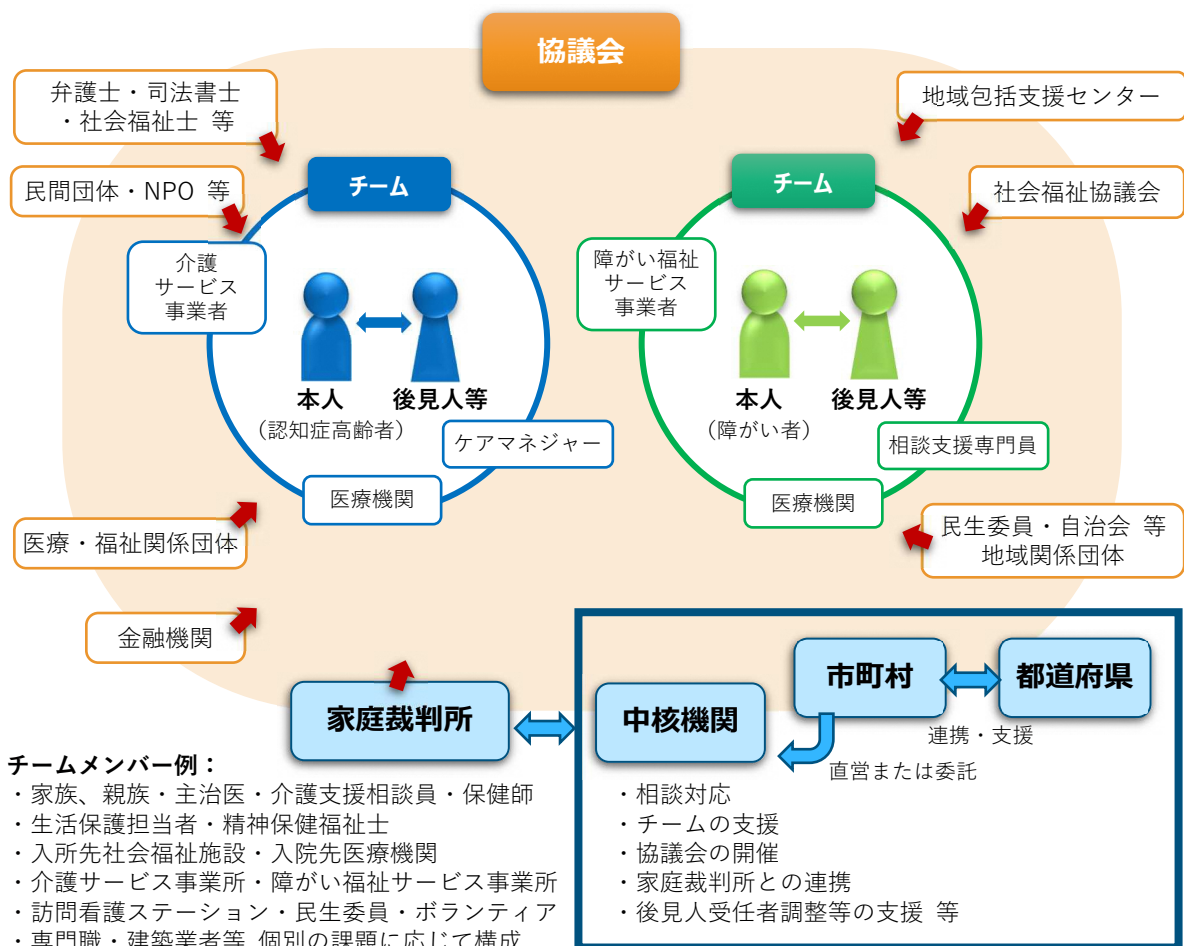
※1 チーム：協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行うしくみです。

評価指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和11年度)
中核機関運営協議会の開催回数	-	3回
中核機関等のあり方に係る協議の回数	-	3回

● 中核機関と地域連携ネットワークのイメージ（目指すべき姿） ●

地域連携ネットワークの役割

- ▶ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ▶ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ▶ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築



(3) 担い手の育成・活動の促進

【方向性】

成年後見を受任できる方を増やしていくため、将来的には市民後見人を育成していく必要はあるものの、認知症高齢者や障がい等がある方の複雑・多様化するニーズに対応していくため、まずは後見業務を行うことができる社会福祉法人等を支援し、法人後見団体の確保を目指します。

また、法人後見開始後も地域連携ネットワークを構築することで、法人後見の適正な活動を支援していきます。

【施策の展開】

○法人後見団体の確保に向け、関係団体へ制度の必要性・重要性を共有し法人後見開始の支援を行います。

第6章 再犯防止の推進

1 再犯防止推進計画の策定について

国においては、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇していることから、「再犯防止」が大きな課題となっており、安全・安心に暮らせる社会の実現を目指し、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に成立、施行されました。

市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画「地方計画」を策定する努力義務（第8条第1項）が課されました。

犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、し癪、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。

こうした生きづらさを抱える犯罪をした者等の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施することが必要となっています。そのため、地域社会で生活する犯罪をした者等に対する支援に当たっては、福祉、医療、保険などの各種サービスを提供する市町村の役割が極めて重要であることから、本村においても、「弥彦村再犯防止推進計画」を策定し、犯罪や非行をした者の地域での生活と社会復帰を支え、住民が犯罪の被害に遭うことを防ぎ、誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

2 計画策定の意義

(1) 各種施策の総合的な推進

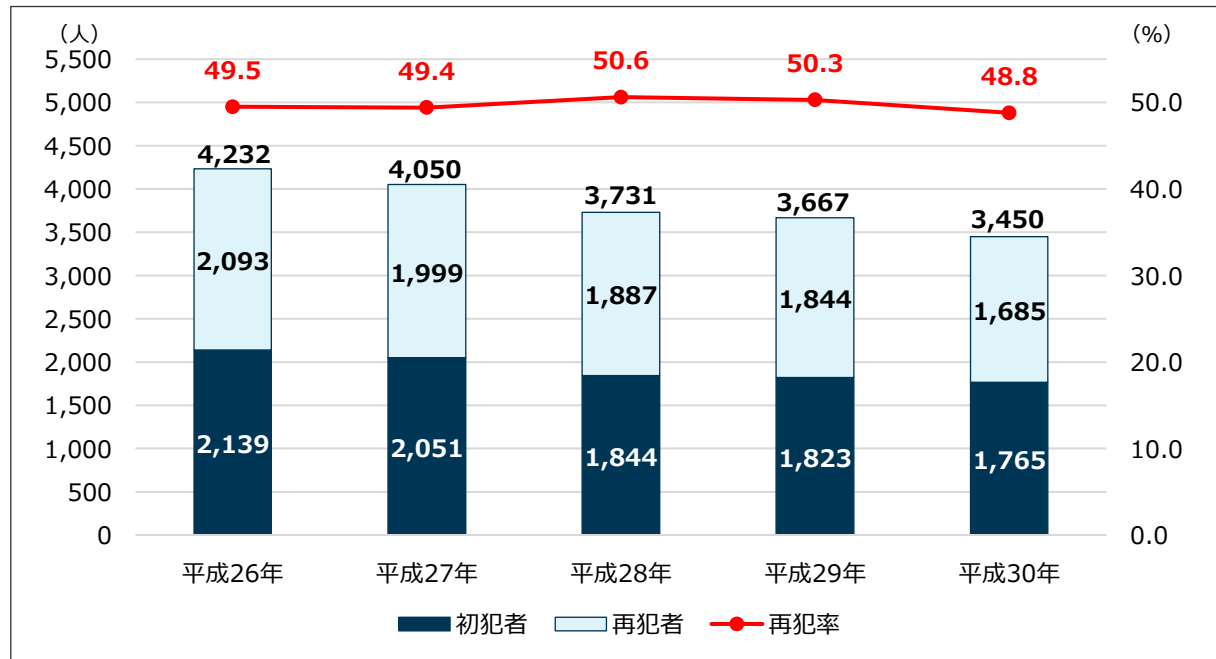
再犯防止施策は、就労、住居、保健医療、福祉等多岐にわたっており、特定の部局のみで対応することは困難です。このように各般の行政領域にまたがる施策について、整合性をもって総合的に推進するためには、計画を策定するという手法が重要であると考えられるため、庁内の様々な事業に再犯防止（犯罪をした者等の社会復帰促進）の視点を反映させることが可能となるほか、「安全・安心な地域づくりを進めていく」という意思を庁内外に対して明らかにしていきます。

3 再犯を取り巻く状況

(1) 統計資料から

■ 新潟県等における再犯の状況

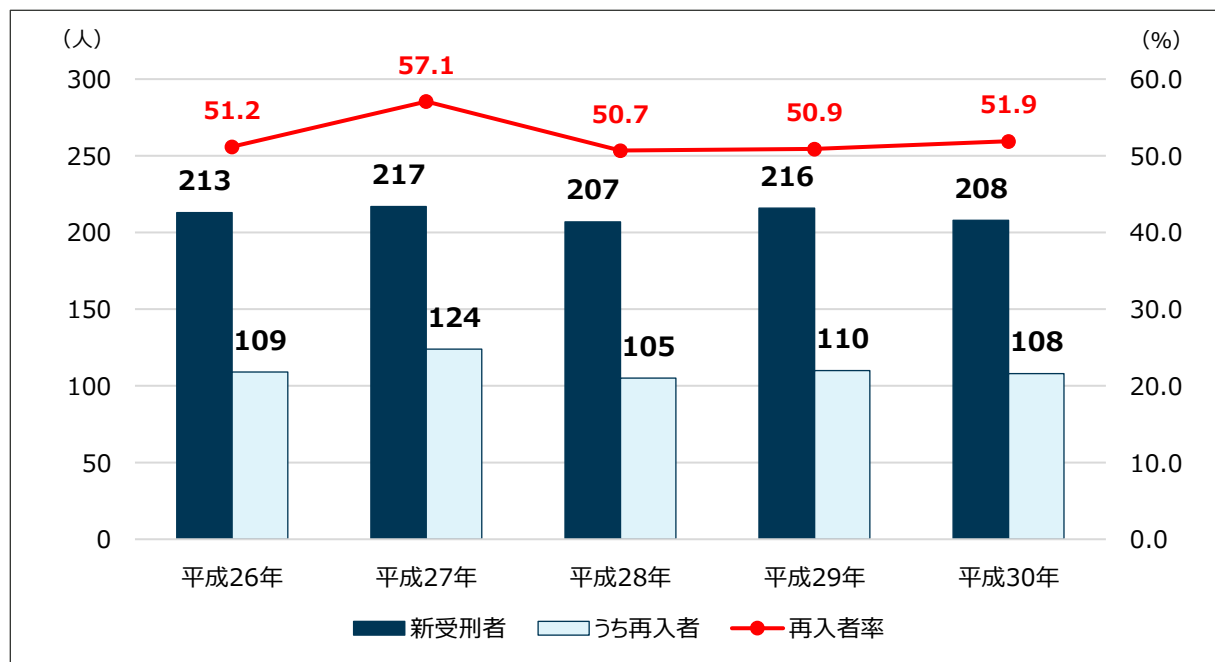
①新潟県における刑法犯検挙者数及び再犯者率の推移



資料：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

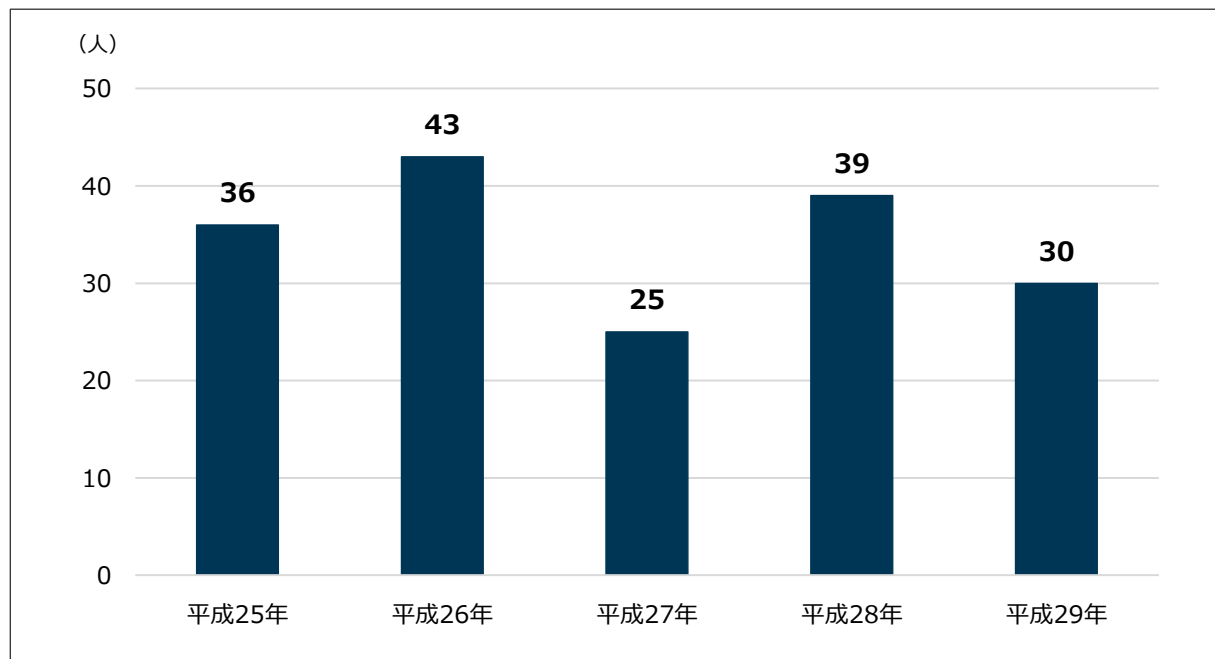
第6章 再犯防止の推進

②新潟県における新受刑者中の再入者数及び再入者率の推移



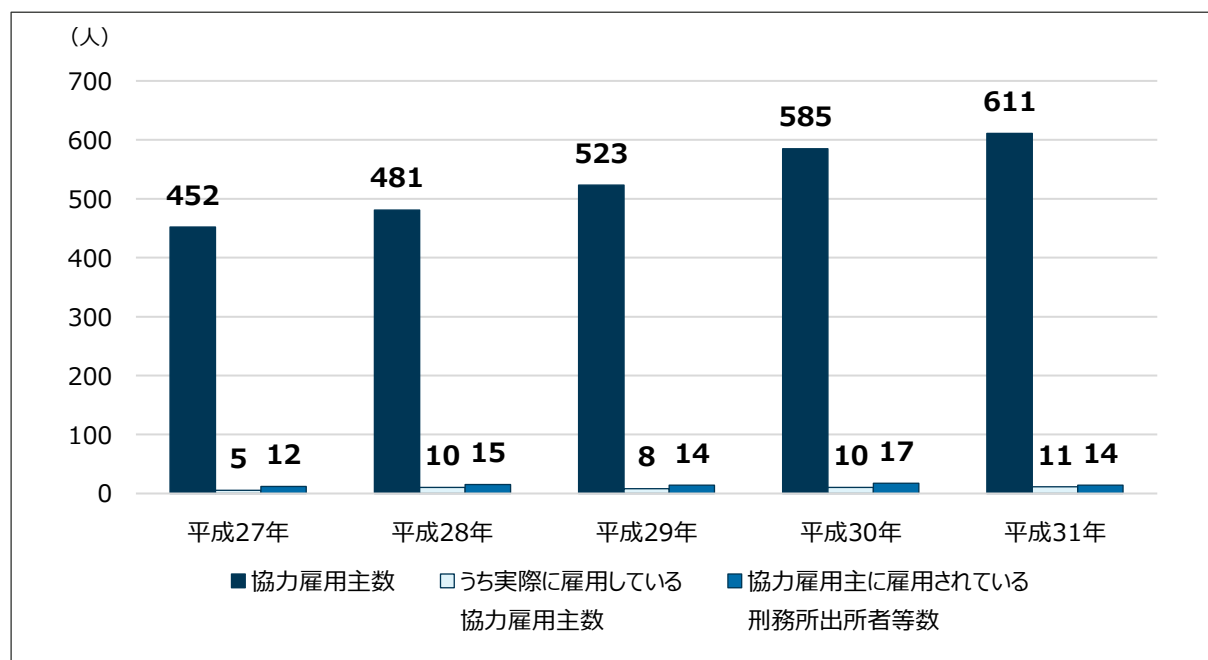
資料：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

③新潟県における出所受刑者の2年以内再入者数の推移



資料：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

④新潟県における協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数の推移



資料：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

⑤新潟県内刑法犯発生件数

	全刑法犯	合計	強制わいせつ	万引き	自転車盗	侵入窃盗	特殊詐欺
令和4年	7,433件	3,413件	43件	1,290件	1,401件	485件	194件
令和3年	7,746件	3,462件	43件	1,476件	1,079件	748件	116件
増減数	-313件	-49件	0件	-186件	322件	-263件	78件
増減率	-4.0%	-1.4%	0.0%	-12.6%	29.8%	-35.2%	67.2%

【令和4年12月末】（前年同月比較）

資料：新潟県警察

⑥弥彦村犯罪発生状況

弥彦村及び県内の犯罪発生状況

	刑法犯		犯罪率	合計		強制わいせつ		万引き		自転車盗		侵入窃盗		特殊詐欺	
	総数	増減		総数	増減	総数	増減	総数	増減	総数	増減	総数	増減	総数	増減
弥彦村	20	9	2.7	5	0	0	0	3	3	0	0	2	-3	0	0
県内合計	7,433	-313	3.5	3,413	-49	43	0	1,290	-186	1,401	322	485	-263	194	78

【令和4年12月末】（前年同月比較）

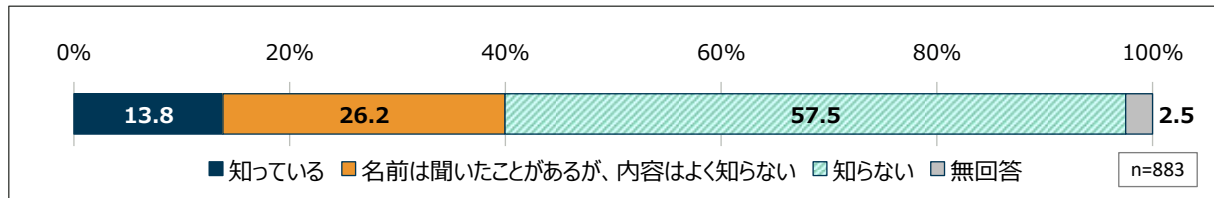
資料：新潟県警察

(2) アンケート調査結果

■ 社会を明るくする運動

社会を明るくする運動を知っていますか（○は1つ）

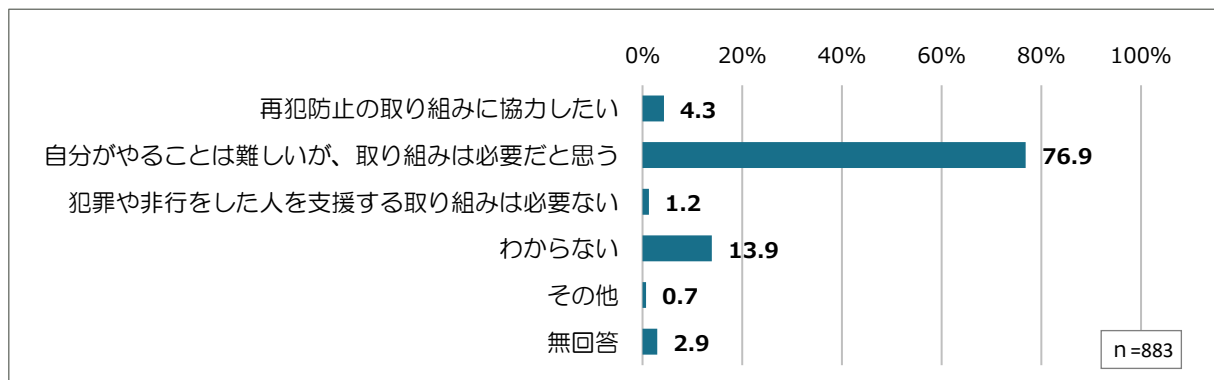
「知っている」は13.8%で、「知らない」が57.5%となっています。



■ 再犯防止の取り組み

再犯防止の取り組みについてどう思いますか（○は1つ）

「自分がやることは難しいが、取り組みは必要だと思う」が76.9%となっています。



(3) 再犯防止施策の対象者及び国の重点課題

■ 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画では再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」と考えています。

■ 国の再犯防止推進計画の7つの重点課題

【重点課題の具体例】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

4 基本方針及び重点取組

(1) 基本方針

犯罪をした者等の立ち直りを支援し、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、再犯防止推進法第3条に掲げる基本理念及び国の再犯防止推進計画に掲げる基本方針に基づき、本計画の基本方針を以下の通りとします。

国、県や民間団体、その他の関係者等と相互に緊密な連携を図り「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進していきます。

(2) 重点項目

次に掲げる3つの取組を重点的に推進します。

1. 就労・住居の確保等の取組
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
3. 温かく見守る地域づくりやネットワークづくりのための取組

(3) 施策の取組

1. 就労・住居の確保等の取組

不安定な就労が再犯の要因となっていることに鑑み、国においては、これまで、犯罪をした者等の就労を確保するため、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入等に取り組んできました。

しかしながら、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくありません。

これらの課題に対応するため、相談体制を強化し、社会復帰後に円滑に地域で生活ができるよう支援していく必要があります。

■ 村の取組

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困っている方からの相談を受け付けるとともに、必要に応じ他機関と連携しながら、住居の確保や支援プランをともに考え、就労支援や家計の見直しを行い、自立に向けた支援をすることで生活再建を進めます。

2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。

国においては、これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及び者がいることを踏まえ、矯正施設在所中の段階から、高齢者又は障がいのある者等に対して必要な指導を実施するなどして、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを図ってきました。

しかしながら、高齢者や知的障がい、精神障がいのある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があることなどこれらの課題に対応した取組を更に進める必要があります。

■ 村の取組

- 社会生活の変容に伴い複雑化する福祉課題に対し、制度の狭間を超え、社会とのつながりを回復するための相談支援体制を整備していきます。
- 高齢者や障がい者等に対する、相談機会の拡充、手帳取得や年金、手当の給付の周知など福祉サービスの情報提供、利用の促進を図ります。
- 薬物乱用は、依存症や治癒の困難な心身へのダメージがあることから、薬物乱用を許さない社会環境づくりとともに、非行防止に努めます。

3. 温かく見守る地域づくりやネットワークづくりのための取組

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった官の活動とも連携した取組が行われています。

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。

国は、こうした民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層促進していくことはもとより、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要があります。また、民間協力者が、「息の長い」支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要があります。

■ 村の取組

- 「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更正について理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動であり、本村としてもその運動について、関係機関や関係団体と連携し、啓発活動等を行います。また、

児童生徒にもその運動の啓発を進めます。

- 保護司をはじめとする民間ボランティアを確保するためには、積極的に広報を通じて周知するとともに、ボランティアの活動やその意義について地域住民の理解を促進していきます。
- 非行少年等を未然に防止するため、子どもの頃から地域全体で見守りのできる地域づくりの推進に努めます。

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や県、社会福祉協議会をはじめとする関係機関、地域の団体等との連携を図るとともに、庁内の関係各課の連携を強化し、横断的、重層的な施策展開を図っていきます。

また、地域住民や地域における関係機関と連携し、地域共生社会の実現に向け、様々な主体が地域福祉に参画できるよう環境を整備し、計画を推進していきます。

2 計画の評価と見直し

本計画の施策を計画的かつ実行性をもって推進するため、計画の進捗状況などの定期的な評価を行うとともに、社会福祉協議会やサービス事業者の意見などの把握に努めます。計画の実施状況の点検や課題整理、解決方策等の検討を進めます。なお、計画の進行管理・点検については、PDCA サイクルに基づいて実施します。また、各年度における計画の状況の把握と評価などについて、住民への周知に努めます。

